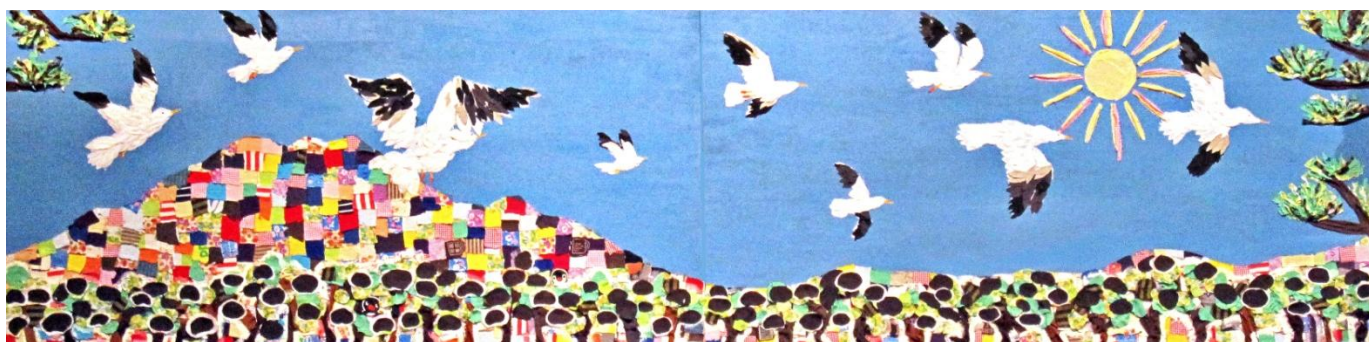


つるがの環境

－第3次敦賀市環境基本計画年次報告書－
令和5年度版
資料編



令和7年3月

敦 賀 市

も く じ

第1章 敦賀市の環境保全行政のあゆみ	1
第2章 測定データ等	15
1 大気汚染	15
（1）環境基準 （2）測定地点 （3）大気汚染の現況	
2 水質汚濁	30
（1）環境基準等 （2）調査地点 （3）水質汚濁の現況	
3 ダイオキシン類	53
（1）環境基準 （2）測定地点 （3）ダイオキシン類の現況	
4 桤曲民間廃棄物最終処分場に関する調査	55
（1）調査地点 （2）桤曲民間廃棄物最終処分場周辺の現況	
5 騒音・振動	63
（1）騒音・振動の大きさの目安 （2）環境基準等 （3）測定地点 （4）騒音の現況	
6 悪臭	70
（1）臭気強度等 （2）悪臭の現況	

第1章 敦賀市の環境保全行政のあゆみ

年	月	日	内 容
昭和45年	6	12	衛生課の中に公害対策室を設置
	10	5	敦賀市公害対策審議会を設置
	11	25	第1回敦賀市公害対策審議会に「敦賀市の公害対策の基本方針と実施方策」について諮問
昭和46年	2	22	敦賀市公害対策審議会から答申 ＜要旨＞ 早い機会に市の制度として公害防止条例の制定。早急な公害対策の機構の充実と測定機器の整備。
	4	1	公害対策室に技術職員配置
昭和47年	2	17	敦賀市公害対策審議会に「敦賀市公害防止条例の制定」について諮問
	5	1	騒音規制法に基づく地域を指定
	5	9	敦賀市公害対策審議会から「敦賀市環境保全条例の制定」について答申
	6	26	敦賀市議会で「敦賀市環境保全条例」議決
	7	1	敦賀市環境保全条例公布
	7	1	敦賀市公害対策審議会を敦賀市環境保全対策審議会に改める
昭和48年	1	31	笙の川及び井の口川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定
	3	31	敦賀市環境保全条例の施行期日を定める規則公布施行、同条例施行規則公布施行
	6	4	敦賀市P C B汚染対策本部設置
	7	9	機構改革により環境保全課新設
昭和49年	7	1	敦賀市環境保全条例による燃料基準の適用（重油中硫黄分含有量 1.7%以下）
	7	20	騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の一部改正
昭和50年	10	1	敦賀市環境保全条例による燃料基準の改正（重油中硫黄分含有量 1.5%以下）
昭和51年	6	15	敦賀湾海域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定
昭和52年	3	31	若狭湾東部海域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定
昭和53年	1	1	騒音に係る環境基準の地域類型指定
	4	1	敦賀市環境保全条例による燃料基準の改正（重油中硫黄分含有量 1.3%以下）
	4	1	悪臭防止法に基づく地域を指定
	4	1	振動規制法に基づく地域を指定
昭和54年	4	25	敦賀市P C B汚染対策本部廃止
昭和55年	4	1	機構改革により環境保全課と衛生課が統合し、環境衛生課となる
昭和58年	8	8	敦賀市環境保全対策審議会に「北陸電力(株)敦賀火力発電所1号機環境影響調査書」について諮問
	8	29	「敦賀火力発電所に係る環境影響審査のための調査報告書」を公表

年	月	日	内 容
昭和 58 年	9	14	敦賀市環境保全対策審議会から答申 ＜要旨＞ 全般的におおむね妥当なものと認められ、北陸電力㈱敦賀火力発電所 1 号機の工事中及び運転開始においても周辺の自然環境・生活環境への影響は少ないものと考えられる。
昭和 59 年	11	27	敦賀市環境保全対策審議会に「東洋紡績㈱敦賀工場の燃料転換に伴う公害防止対策に関する公害防止協定書」について諮問、同日「異義ない旨」答申
	12	20	東洋紡績㈱との間で公害防止協定を締結
昭和 60 年	5	13	敦賀市環境保全対策審議会に「東洋紡績㈱敦賀ナイロン工場の燃料転換に伴う公害防止対策に関する公害防止協定書」について諮問、同日「異義ない旨」答申
	5	31	東洋紡績㈱との間で公害防止協定を締結
昭和 62 年	1	1	敦賀市環境保全対策審議会と敦賀市地下水対策審議会を統合し、敦賀市環境保全対策審議会となる
	8	27	敦賀市環境保全対策審議会に「北陸電力㈱敦賀火力発電所 1 号機の公害防止対策に関する公害防止協定書」について諮問、同日「異義ない旨」答申
	10	15	北陸電力㈱との間で公害防止協定を締結
昭和 63 年	4	1	キンキクリーンセンター㈱との間で「公害防止対策に関する協定書」を締結
	7	25	定検技術サービス㈱との間で「公害防止対策に関する協定書」を締結
	11	24	定検技術サービス㈱との間で「公害防止対策に関する協定書の一部を改訂する協定書」を締結
平成 2 年	4	2	キンキクリーンセンター㈱との間で「公害防止対策に関する協定書の一部を改訂する協定書」を締結
	6	26	キンキクリーンセンター㈱との間で「公害防止対策に関する協定書の一部を改訂する協定書」を締結
平成 3 年	1	17	スパイクタイヤ使用禁止地域指定
	3	27	東郷地区観測井戸設置完了（6 本）
	5	13	観測井戸地下水質調査結果発表
	8	7	東洋紡績㈱敦賀工場との間で「公害防止対策に関する細目協定書の一部を改訂する協定書」を締結
	8	29	東郷地区観測井戸周辺地質調査開始
	12	10	東郷地区観測井戸周辺地質調査結果発表
平成 4 年	7	1	東洋紡績㈱敦賀工場との間で「公害防止対策に関する協定書の一部を改訂する協定書」を締結
	12	21	キンキクリーンセンター㈱との間で「公害防止対策に関する協定書の一部を改訂する協定書」を締結
平成 5 年	3	23	敦賀市環境保全条例及び同施行規則一部改正公布
平成 6 年	1	21	敦賀市環境保全条例施行規則一部改正公布

年	月	日	内 容
平成 7 年	6	9	敦賀市環境保全対策審議会に「北陸電力㈱敦賀火力発電所 2 号機環境影響評価準備書」及び「敦賀火力発電所 2 号機環境影響評価調査書」について諮問
	8	11	敦賀市環境保全対策審議会から答申 ＜要旨＞ 全般的におおむね妥当なものと認められ、北陸電力㈱敦賀火力発電所 2 号機の工事中及び運転開始後における周辺の自然環境・生活環境への影響は少ないものと考えられる。
	8	31	敦賀火力発電所 2 号機環境影響評価準備書について福井県知事に回答
	10	16	敦賀市環境保全対策審議会に「大阪ガス㈱敦賀 L N G 基地建設事業に係る環境影響評価準備書」について諮問
平成 8 年	1	29	敦賀市環境保全対策審議会から答申 ＜要旨＞ 全般的におおむね妥当なものと認められるが、大阪ガス㈱敦賀 L N G 基地の工事中及び活動開始後における周辺の自然環境・生活環境への影響をできる限り小さくしなければならないものとする。
	2	2	敦賀 L N G 基地建設事業に係る環境影響評価準備書について福井県知事に回答
	9	5	北陸電力㈱との間で「公害防止対策に関する細目協定書」を締結
平成 9 年	4	1	機構改革により環境衛生課と市民相談室が統合し、生活環境課となる
平成 10 年	12	24	敦賀市環境保全対策審議会に「日本鉄道建設公団北陸新幹線（南越（仮称）敦賀間）の環境影響評価方法書」について諮問
平成 11 年	1	12	敦賀市環境保全対策審議会から答申 ＜要旨＞ 日本鉄道建設公団北陸新幹線に伴う大気、騒音、振動、微気圧波、水質、動植物、その他への影響について各々十分な調査、予測、評価を行うこと。
平成 12 年	3	27	敦賀市環境基本条例制定 敦賀市環境審議会規則制定 敦賀市環境保全条例一部改正
	5	1	敦賀市環境審議会を設置
	5	14	敦賀市環境審議会に「日本原子力発電㈱敦賀発電所 3，4 号機増設計画に係る環境影響評価方法書」について諮問
	5	26	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 日本原子力発電㈱敦賀発電所 3，4 号機建設工事中の動植物に対する影響や資材等の搬入、国定公園の景観等、温排水への影響、その他について、各々十分な調査、予測、評価を行うこと。
	6	17	県は、敦賀市環境審議会で樫曲地区の民間廃棄物最終処分場問題に係る「経過と増設条件案」について説明
	7	7	処分場問題について早期終息に向けた適切な対応を協議するため、「処分場問題対策協議会」を発足
	8	16	処分場問題対策協議会が「まとめ」を市長に報告

年	月	日	内 容
平成12年	9	29	敦賀市環境審議会に「日本鉄道建設公団北陸新幹線（南越（仮称）敦賀間）の事業の環境影響評価準備書」について諮問
	10	25	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 日本鉄道建設公団北陸新幹線事業に伴う大気、水、生態系、景観、廃棄物その他について、影響を可能な限り回避、低減し、地域との調和が図られること。
平成13年	3	9	I S O 1 4 0 0 1 認証取得
	3	23	環境市民フォーラム開催
	4	1	水環境保全対策室を生活環境課内に設置
	4	10	敦賀市環境審議会に「日本原子力発電(株)敦賀発電所3、4号機増設計画に係る環境影響評価準備書」について諮問
	5	22	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 日本原子力発電(株)敦賀発電所3、4号機増設に伴う自然環境、生活環境への影響に対する懸念があるため、工事に係る環境影響を可能な限り回避、低減する措置を講じ、地域との調和が図られること。
	5	29	敦賀市環境基本計画策定市民会議委員の委嘱
	9	28	敦賀市水道水源保護条例の公布
	10	20	敦賀市水道水源保護審議会を設置
	11	28	敦賀市民フォーラム開催
平成14年	1	31	敦賀市環境基本計画策定市民会議が計画案を市長へ提案
	2	15	敦賀市環境審議会に敦賀市環境基本計画（案）について諮問 敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 敦賀市環境基本計画の推進にあたっては、市民団体等の自主的な取組と連携・協力を進め、地域全体における環境保全の取組の促進に努めるなど、望ましい環境の実現に向けて取り組まれるよう要望する。
	3	31	敦賀市環境基本計画策定
	4	1	敦賀市水道水源保護条例本格施行
	6	15	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（(株)辻組採石場）」について
	7	30	「つるが環境みらいネットワーク」設立及び同委員の委嘱
	9	7	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（(株)マルトミ工業採石場）」について
	9	21	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（(株)安田建設採石場）」について
	10	13	敦賀市水道水源保護審議会専門委員会の開催 「対象事業場（(株)マルトミ工業採石場）に係る専門的な検討」について

年	月	日	内 容
平成 14 年	10	26	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「既設対象事業場の調査報告」について
	11	16	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱マルトミ工業採石場）」について
平成 15 年	3	28	敦賀市地球温暖化防止実行計画策定
	8	2	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設㈱採石場）」について
	11	29	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境みらいと水のフォーラム」の開催
平成 16 年	5	29	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設㈱採石場）」について
	6	30	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀セメント㈱の焼却施設等設置計画書」について諮問
	7	3	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱安田建設採石場）」について
	7	17	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀セメント㈱の焼却施設等設置計画書」について
	7	23	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 可能な限り環境汚染物質の排出量を低減する措置を講じるとともに、地域との調和をはかること。
	8	17	第 1 回中池見検討協議会の開催 中池見に関する意見交換
	11	14	第 2 回中池見検討協議会の開催 現地視察、位置付け、区域等協議
	11	27	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「風と緑のフォーラム」の開催
	12	4	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「若山建設㈱産業廃棄物中間処理（破碎）施設」について
平成 17 年	1	29	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「㈱マルトミ工業の採石場」について
	3	19	第 3 回中池見検討協議会の開催 協議報告、位置付け等協議
	6	26	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱辻組採石場）」について
	7	2	第 4 回中池見検討協議会の開催 管理について協議

年	月	日	内 容
平成 17 年	8	2	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀セメント(株)の焼却施設の生活環境影響調査結果」について諮問
	8	2	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 悪臭調査について工場北の区においても調査、評価し産業廃棄物搬入計画を策定し、周辺地域の環境保全に努めること。
	10	1	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱堀居組採石場）」について
	10	2	第 5 回中池見検討協議会の開催 管理及び活用について協議
	10	3	敦賀市環境審議会の開催 「若山建設(株)の産業廃棄物処理施設設置計画書」について諮問
	10	7	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 破碎処理や重機使用による粉じんについて調査、評価し、排水水及び地下水について測定、報告すること。
	10	8	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境基本計画フォーラム」を開催
	11	12	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱安田建設採石場等）」について
	11	21	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀セメント(株)の産業廃棄物処理施設設置計画書」について諮問
	11	22	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 排出ガス等により公園区域内の植生等に影響を及ぼさず、廃棄物の保管場所、悪臭防止対策に十分配慮し、周辺には学校等施設があることから廃棄物の搬入経路等について考慮すること。
平成 18 年	2	4	第 6 回中池見検討協議会の開催 活用について協議
	3	25	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱マルトミ工業採石場）」について
	3	30	第 7 回中池見検討協議会の開催 取りまとめ等協議
	4	1	敦賀セメント(株)との間で「環境保全対策に関する協定書」を締結
	5	16	敦賀市民間最終処分場に係る支障の除去について事業者措置命令
	5	27	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設(株)採石場）」について
	6	3	敦賀市環境審議会の開催 「平成 17 年度環境調査報告書の概要、敦賀市民間最終処分場の概要等」について報告

年	月	日	内 容
平成 18 年	7	4	敦賀市民間最終処分場抜本対策工事行政代執行に着手
	8	3	第 8 回中池見検討協議会の開催 同日、取りまとめ等について中池見検討協議会から市長に提言 「中池見の保全、活用等の在り方について」
平成 19 年	3	8	I S O 1 4 0 0 1 審査登録取下げ
	3	24 25	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境フォーラム」を開催
	3	25	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀市民間最終処分場抜本対策工事」について報告
	3	30	赤崎一般廃棄物最終処分場竣工
	3	31	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（伊原建設㈱採石場、寺川建設工業㈱採石場、㈱登建採石場）」 について
	4	1	敦賀市環境マネジメントシステム運用開始
平成 20 年	3	20	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀市民間最終処分場抜本対策工事」について報告
	3	22 23	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境フォーラム」を開催
	7	5	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱辻組採石場）」について
	12	23	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱安田建設採石場）」について
平成 21 年	2	7	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱安田建設砕砂プラントに関する届出）」について
	2 3	28 1	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境フォーラム」を開催
	3	8	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱マルトミ工業採石場）」について
	3	24	敦賀市環境審議会の開催 「敦賀市民間最終処分場特定支障除去等事業経過」について報告
	4	19	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（伊原建設㈱採石場、寺川建設工業㈱採石場、㈱登建採石場）」 について
	5	8	敦賀市環境審議会の開催 風力発電事業「C E F 敦賀・今庄ウインドファーム事業」について諮問

年	月	日	内 容
平成 21 年	5	16	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設㈱採石場）」について
	7	12	敦賀市環境審議会風力発電事業専門部会の開催 風力発電事業「C E F 敦賀・今庄ウインドファーム事業」について諮問
	8	20	敦賀市環境審議会の開催 風力発電事業「C E F 敦賀・今庄ウインドファーム事業」について諮問 「一般廃棄物の再生利用業の指定」について報告
	9	30	第 2 次敦賀市地球温暖化防止実行計画策定
	12	18	敦賀市環境審議会の開催 風力発電事業「C E F 敦賀・今庄ウインドファーム事業」について諮問
平成 22 年	2	22	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 風力発電事業は環境影響評価に関する十分なガイドラインが未整備であり、今後の国の動向を十分勘案し、他地域での風力発電事業におけるデータや地域住民からの苦情等の情報を収集・公表して、諸問題についての対応を示すとともに、当該事業における環境への影響について調査・予測を十分行うことが必要と考える。
	2	27 28	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「環境フォーラム」を開催
	8	3	敦賀市環境審議会の開催 「北陸電力㈱敦賀火力発電所の産業廃棄物処理施設変更」について諮問 「敦賀市民間最終処分場抜本対策事業」について報告
	8	12	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 産業廃棄物処理施設（灰処分場）から発生する浸出水の処理方法の変更に伴う生活環境への影響は少ないものと考えられる。事業の実施にあたっては、公害防止計画に基づく公害防止協定を遵守し、定期的な監視、報告を着実にを行うこと。
	10	3	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱堀居組採石場）」について
平成 23 年	2	26 27	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	6	26	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱辻組採石場）」について
	11	20	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱安田建設採石場、㈱マルトミ工業採石場）」について
平成 24 年	2	25 26	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催

年	月	日	内 容
平成 24 年	2	26	中池見フォーラム「神戸大学大学院 角野康郎教授の講演会」を開催
	3	9 10	中池見ワークショップを開催
	3	20	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱登建採石場）」について
	3	27	中池見湿地と東浦海岸の一部が越前加賀海岸国定公園に編入
	5	20	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設㈱採石場）」について
	7	3	中池見湿地がラムサール条約湿地に登録
	7	21	敦賀市環境審議会の開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画（案）」について諮問 「敦賀市民間最終処分場の抜本対策事業」について報告 「環境影響評価法施行令改正（風力発電事業）」について報告
	11	6	敦賀市環境審議会の開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画（原案）」について諮問
平成 25 年	1	23	敦賀市環境審議会の開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画（原案）」について諮問
	2	18	敦賀市環境審議会の開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画（原案）」まとめについて諮問
	3	2 3	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	3	15	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 第 2 次敦賀市環境基本計画の推進にあたっては、今後予想される激しい社会経済環境の変化に柔軟に対応し、周辺地域との協力と連携を深めながら、市民と行政が一丸となって、環境未来像の実現に努められることを要望する。
	3	31	第 2 次敦賀市環境基本計画策定
	7	2	敦賀市環境審議会の開催 「北陸電力株式会社敦賀火力発電所の産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る生活環境保全の意見」について諮問 「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業に係る意見」について諮問
	7	10	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞ 北陸電力株式会社敦賀火力発電所の産業廃棄物管理型最終処分場における処理能力増大等による生活環境への影響については、現状から著しい変化はないと考えられる。
	7	22	敦賀市環境審議会の開催 「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業に係る意見」について

年	月	日	内 容
平成 25 年	7	25	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞風力発電事業を進めるにあたっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者に対しては十分な調査、予測、評価を実施することとし、低周波音、水質（水の濁り）、動物、景観に配慮を求める。
	9	21	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱堀居組採石場）」について
平成 26 年	3	8 9	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	11	2	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（㈱マルトミ工業及び㈱安田建設）」について
	11	27	敦賀市環境審議会の開催 「騒音・振動・悪臭の規制地域の変更」について諮問 「（仮称）南越前・敦賀風力発電事業の経過」について報告 「敦賀市民間最終処分場の抜本対策工事終了後の経過」について報告
	12	18	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞平成 26 年 1 月 7 日付け環第 4540 号で諮問のあった「騒音・振動・悪臭に係る規制地域の変更」について妥当と判断する。
平成 27 年	3	14	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	3	24	敦賀市環境審議会の開催 「木質バイオマス発電所設置に係る公害防止協定書」について諮問 「木質バイオマス発電事業」について事業者からの説明 「第 2 次敦賀市環境基本計画年次報告書」について報告
	4	7	敦賀市環境審議会から答申 ＜要旨＞「木質バイオマス発電所設置に係る公害防止協定書」の内容について妥当と判断する。今後の運転状況において、公害防止対策改善等のため改定すべき事由が生じたときは、適宜、公害防止協定書の見直しを行うものとする。
	4	20	敦賀グリーンパワー㈱との間で「公害防止協定書」及び「公害防止に関する細目協定書」を締結
	5	9	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（森口建設㈱）」について 「水道水源保護条例施行規則の改正」について
平成 28 年	3	5	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	11	23	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催

年	月	日	内 容
平成 29 年	9	1	敦賀市環境審議会開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画後期環境アクションプランの策定」について諮問 「前期環境アクションプラン取組状況」について報告
	11	23	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	11	27	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（榊安田建設）」について
	12	26	敦賀市環境審議会開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画後期環境アクションプランの策定」について
平成 30 年	3	14	敦賀市環境審議会開催 「第 2 次敦賀市環境基本計画後期環境アクションプランの策定」について
	3	21	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（森口建設㈱）」について
	3	23	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉「第 2 次敦賀市環境基本計画後期環境アクションプラン」について、今 後も予想される激しい社会経済環境の変化に柔軟に対応し、市民、市民団体、事 業者、行政が一体となり「さわやかな風 清らかな水 人と自然が共生し 未来 に向かってみんなが行動するまち つるが」の実現に努めることを要望する。
	12	8	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
平成 31 年	1	15	敦賀市民間最終処分場抜本対策事業に係る搬入団体の費用負担問題について、岡 山県の旧津山圏域東部衛生施設組合と和解が成立
	3	18	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（榊堀居組）」について 「水道水源保護条例・施行規則の改正」について
	4	24	敦賀市環境審議会開催 「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」
令和元年	5	13	について
	5	14	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉風力発電事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を 極力低減するため、事業者には十分な調査、予測、評価を実施することとし、魚 類、動物、植物、景観、騒音等に配慮を求める。
	6	14	敦賀市環境審議会開催 「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）計画段階環境配慮書」について

年	月	日	内 容
令和元年	6	21	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉新幹線鉄道建設事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、ルート選定に当たっては十分な調査、予測、評価を実施することとし、騒音・振動、低周波音、トンネル掘削土、文化財、生態系、景観、農地、森林等に配慮を求める。
	12	10	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（㈱マルトミ工業）」について
	12	14	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
令和2年	2	7	敦賀市環境審議会開催
	2	17	「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書」について
	2	18	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉新幹線鉄道建設事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、ルート選定に当たっては十分な調査、予測、評価を実施することとし、騒音・振動、低周波音、水資源・水質、トンネル掘削土及び建設発生土、文化財、生態系、景観、農地、森林等に配慮を求める。
	3	24	敦賀市民間最終処分場抜本対策事業に係る搬入団体の費用負担問題について、長野県の葛尾組合と和解が成立
	5	26	敦賀市環境審議会開催 「美浜新庄ウィンドファーム発電事業（仮称）計画段階環境配慮書」について
	6	18	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉風力発電事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、事業区域の検討に当たっては十分な調査、予測及び評価を実施することとし、振動・騒音及び低周波音、水質、動植物・生態系、景観、残土等に配慮を求める。
	8	5	敦賀市環境審議会開催 「（仮称）鉢伏山風力発電事業 計画段階環境配慮書」について
	8	21	「（仮称）福井藤倉山風力発電事業 計画段階環境配慮書」について
	8	26	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉風力発電事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、事業区域の検討に当たっては十分な調査、予測及び評価を実施することとし、振動・騒音及び低周波音、水質・地下水、動植物・生態系、景観、廃棄物等に配慮を求める。
	12	5	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フードドライブ」を開催

年	月	日	内 容
令和3年	2	4	敦賀市環境審議会開催 「(仮称) 美浜新庄ウィンドファーム発電事業 環境影響評価方法書」について 「(仮称) 福井藤倉山風力発電事業 環境影響評価方法書」について
	2	16	敦賀市環境審議会開催 「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」について
	3	11	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉風力発電事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、事業区域の検討に当たっては十分な調査、予測及び評価を実施することとし、振動・騒音及び低周波音、水質、動植物・生態系、景観、廃棄物等に配慮を求める。
	3	23	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業場（森口建設(株)採石場）」について
	11	27	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
令和4年	5	25	敦賀市環境審議会開催 「第3次敦賀市環境基本計画（案）の策定」について
	8	2	敦賀市環境審議会開催 「第3次敦賀市環境基本計画（案）の策定」について
	9	8	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（森口建設(株)、(株)マルトミ工業）」について
	11	5	「つるが環境みらいネットワーク」と共催で「つるが環境フェア」を開催
	11	28	敦賀市水道水源保護審議会の開催 「規制対象事業所（(株)安田建設）」について 敦賀市環境審議会開催 「第3次敦賀市環境基本計画（案）の策定」について
	12	27	敦賀市環境審議会開催 「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書」について
令和5年	1	19	敦賀市環境審議会開催 「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書」について 「第3次敦賀市環境基本計画（案）の策定」について

年	月	日	内 容
令和 5 年	1	23	敦賀市環境審議会から答申 〈要旨〉風力発電事業を進めるに当たっては、法の趣旨に基づき環境への影響を極力低減するため、事業者には地域特性を踏まえ、事業の検討に当たっては十分な予測及び評価を実施することとし、魚類、動物、植物、景観、騒音等に配慮を求める。
	2	7	敦賀市環境審議会開催 「第 3 次敦賀市環境基本計画（案）の策定」について
	3	31	第 3 次敦賀市環境基本計画策定
	12	19	敦賀市環境保全条例一部改正 事業者の責務の中に、周辺住民と良好な関係を築きながら事業を行うことを明記

第2章 測定データ等

1 大気汚染

(1) 環境基準

大気汚染に関する環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき定めることとされています。

従って、工場等を規制するための排出基準とは性格が異なります。

① 短期的評価（二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM））

測定を行った1年間について、すべての1時間値（SO₂、SPM）、1時間値の1日平均値（SO₂、CO 及び SPM）または8時間平均値（CO）を環境基準と比較して評価を行います。

上記の3物質以外の環境基準の評価方法は、次のとおりです。

ア 二酸化窒素（NO₂）は、短期的評価はなく、長期的評価の代わりに「98%値評価」を行います。98%値評価とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%（例えば、年間有効測定日が350日の場合には343番目）に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行います。

イ 光化学オキシダント（OX）は、長期的評価はなく、昼間の1時間値で評価します。

ウ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、日平均値を対象に98%値評価を行い、かつ、年平均値も評価対象とします。

② 長期的評価（二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM））

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行います。ただし、評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

上記の3物質以外の環境基準の評価方法は、次のとおりです。

ア 二酸化窒素は、日平均値を対象に評価しますが、長期的評価ではなく、2日連続超過の条件がない「98%値評価」で判断します。

イ 光化学オキシダントは、昼間の1時間値がすべて環境基準値（0.06ppm）以下である場合に環境基準に適合したと評価します。

ウ 微小粒子状物質は、日平均値を対象に98%値評価を行うとともに、年平均値が環境基準値（15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下である場合に環境基準に適合したと評価します。

③ 環境基準一覧

項 目	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備 考

- 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

- ・二酸化硫黄 (SO₂)

石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因になるといわれている。

- ・硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素が結合してできる物質をいい、大部分は二酸化硫黄である。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。

- ・二酸化窒素 (NO₂)

化石燃料の燃焼によって生じる。発生源は工場や自動車等多種多様であるが、大部分は一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因になるといわれている。

- ・窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素が結合して生成される物質で、一酸化窒素、二酸化窒素などがある。石油などが燃焼するときに生成される。光化学スモッグの原因となる。

- ・一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼等により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

- ・光化学オキシダント (OX)

自動車や工場、事業所などから排出される大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて、光化学反応により生成される二次汚染物質である。光化学スモッグの原因となる。

- ・浮遊粒子状物質 (SPM)

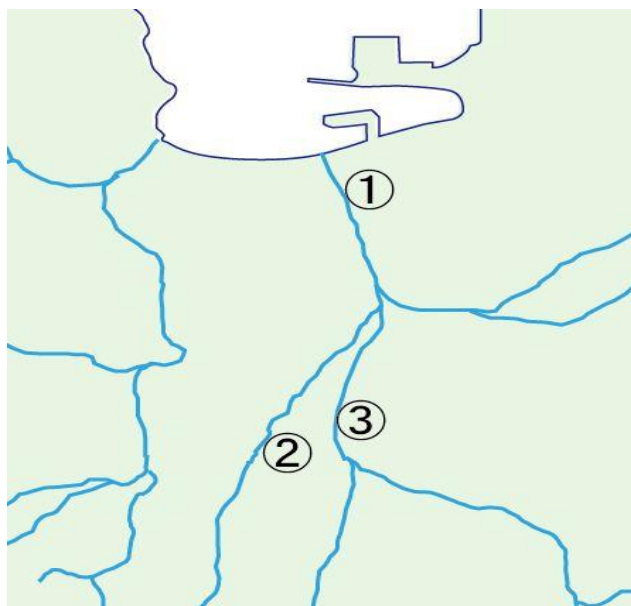
浮遊粉じんのうち、10 μm 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排ガス等から発生する。大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

- ・微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中の浮遊粒子状物質のうちで粒径が 2.5 μm 以下のもので中国の大気汚染による越境汚染の影響があると考えられている。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから人への健康影響が懸念されている。平成 25 年 3 月から福井県が新たに敦賀局でも測定、監視を行っている。

(2) 測定地点

敦賀、和久野の一般環境大気測定局で自動車排出ガス以外の大気汚染物質による大気汚染の状況を、敦賀自動車排出ガス測定局で自動車排出ガスによる大気汚染の状況を、それぞれ常時監視・測定しています。



No.	測定局名(種類)	測定地点
①	敦賀(一般環境大気)	松栄町
②	和久野(一般環境大気)	新和町2丁目
③	敦賀(自動車排出ガス)	古田刈

(3) 大気汚染の現況

① 二酸化硫黄 (SO₂)

測定局	項 目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
敦賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	29	31	365
	測定時間	時間	716	737	710	739	740	713	738	713	739	731	690	739	8705
	平均値	ppm	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
	1 時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値の最高値	ppm	0.037	0.024	0.013	0.017	0.017	0.014	0.021	0.016	0.017	0.015	0.021	0.025	0.037
和久野	日 平均値の最高値	ppm	0.008	0.009	0.004	0.005	0.008	0.007	0.006	0.007	0.005	0.004	0.007	0.006	0.009
	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	24	30	31	30	29	31	358
	測定時間	時間	716	737	715	739	740	713	586	711	740	730	691	738	8556
	平均値	ppm	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000
	1 時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日 平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値の最高値	ppm	0.008	0.008	0.006	0.005	0.003	0.003	0.002	0.006	0.005	0.004	0.007	0.005	0.008
	日 平均値の最高値	ppm	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002

② 二酸化窒素 (NO2)

測定局	項 目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
敦賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	29	30	363
	測定時間	時間	716	738	705	740	715	712	738	713	734	740	692	733	8676
	平均値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	1 時間値の最高値	ppm	0.026	0.020	0.023	0.022	0.013	0.012	0.017	0.020	0.025	0.027	0.025	0.021	0.027
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007	0.006	0.008	0.010	0.014	0.011	0.011	0.009	0.014
	1 時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効測定日数	日	30	31	28	26	29	26	29	28	30	27	29	29	342
和久野	測定時間	時間	716	733	697	625	703	640	717	696	733	663	662	667	8252
	平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	1 時間値の最高値	ppm	0.012	0.014	0.012	0.016	0.009	0.009	0.009	0.011	0.023	0.018	0.016	0.017	0.023
	日平均値の最高値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.007	0.004	0.004	0.004	0.005	0.012	0.008	0.008	0.006	0.012
	1 時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定局	項 目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
自排教賀	有効測定日数	日	30	30	30	31	31	25	29	30	31	31	29	30	357
	測定時間	時間	715	728	713	739	740	620	713	717	738	738	690	730	8581
	平均値	ppm	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.012	0.009	0.003	0.006	0.006	0.007	0.007	0.006
	1 時間値の最高値	ppm	0.025	0.029	0.020	0.019	0.020	0.064	0.041	0.026	0.026	0.029	0.032	0.029	0.064
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.011	0.009	0.007	0.013	0.034	0.030	0.010	0.015	0.012	0.015	0.013	0.034
	1 時間値が0. 2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値が0. 1ppm以上0. 2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0. 06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0. 04ppm以上0. 06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 一酸化炭素 (CO)

測定局	項 目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
自排教賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	716	738	714	740	740	714	738	715	739	739	687	739	8719
	平均値	ppm	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	8 時間値が20ppmを超えた回数	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1 時間値の最高値	ppm	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.7
	日平均値の最高値	ppm	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.5
	1 時間値が30ppm以上の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

④ 光化学オキシダント (OX)

測定局	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
敦賀	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	昼間測定時間	時間	450	465	446	464	464	450	461	443	464	465	428	460	5460
	昼間の1時間値の平均値	ppm	0.048	0.047	0.042	0.035	0.025	0.032	0.037	0.036	0.032	0.034	0.037	0.045	0.037
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	日	6	9	8	5	2	1	5	3	0	0	0	6	45
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	28	47	51	20	3	1	9	12	0	0	0	27	198
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.075	0.082	0.090	0.078	0.064	0.061	0.063	0.067	0.053	0.049	0.051	0.072	0.090
	昼間の1時間値の平均値	ppm	0.056	0.056	0.054	0.047	0.036	0.044	0.048	0.044	0.040	0.040	0.043	0.052	0.047
	昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
和久野	昼間測定時間	時間	450	465	449	465	464	450	461	445	465	465	431	461	5471
	昼間の1時間値の平均値	ppm	0.050	0.049	0.043	0.036	0.026	0.033	0.038	0.037	0.033	0.035	0.038	0.045	0.039
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	日	6	11	11	5	2	2	4	3	0	0	0	6	50
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	34	64	65	18	2	2	11	15	0	0	0	33	244
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.078	0.086	0.083	0.083	0.062	0.062	0.062	0.070	0.051	0.050	0.052	0.078	0.086
	昼間の1時間値の平均値	ppm	0.057	0.058	0.055	0.048	0.037	0.044	0.048	0.045	0.041	0.040	0.044	0.053	0.047

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

測定局	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
敦賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	29	364
	測定時間	時間	718	741.0	713.0	741.0	741	717.0	741	716	738.0	742.0	693.0	715	8716.0
	平均値	μg/m3	11.3	8.5	8.5	9.2	6.5	7.4	6.3	7.3	5.6	4.4	3.9	8	7.2
	日平均値が35μg/m3を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値の最高値	μg/m3	20	18.3	15.1	17.3	12.5	13	12.5	21.8	16.3	9.9	13.7	18.4	21.8

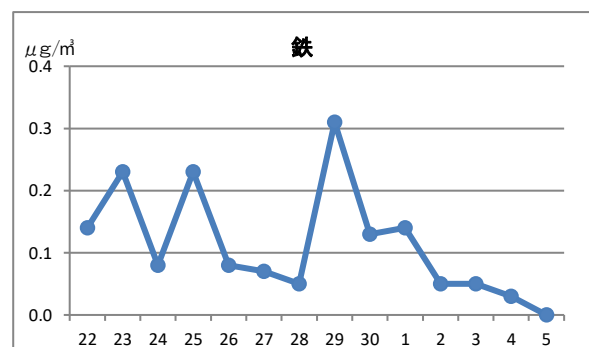
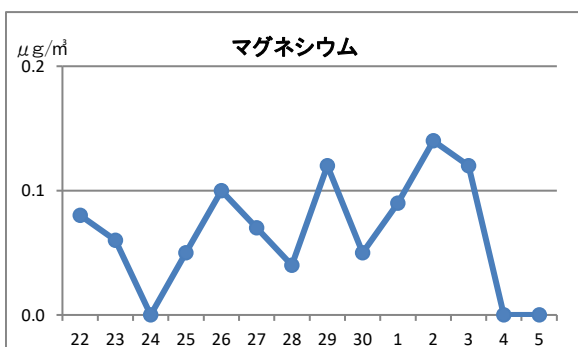
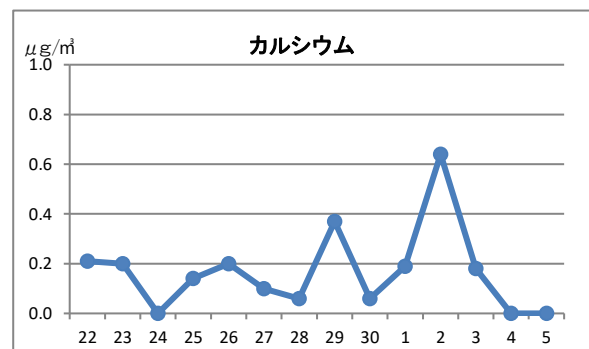
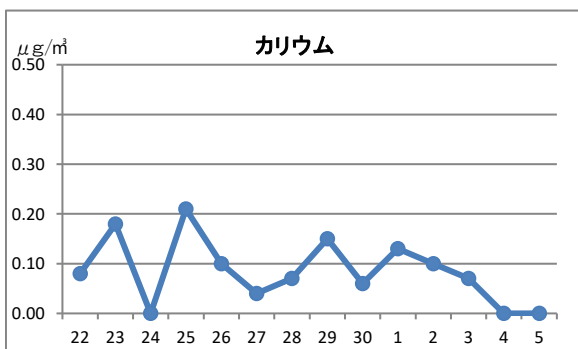
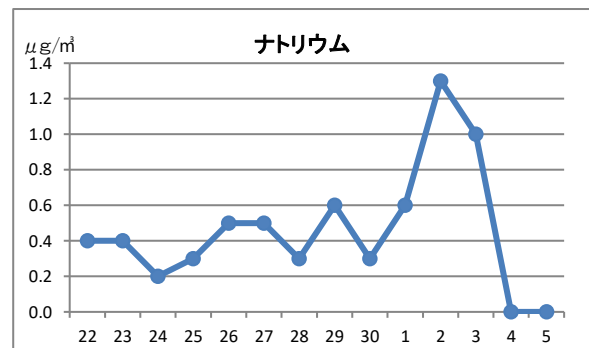
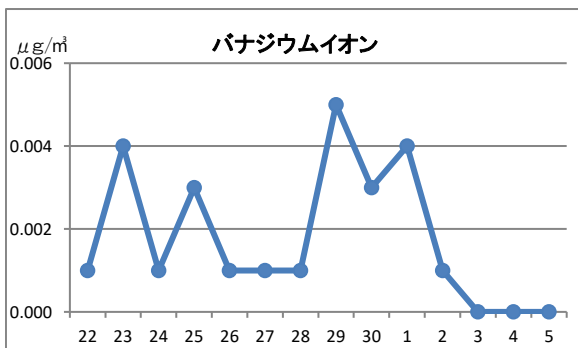
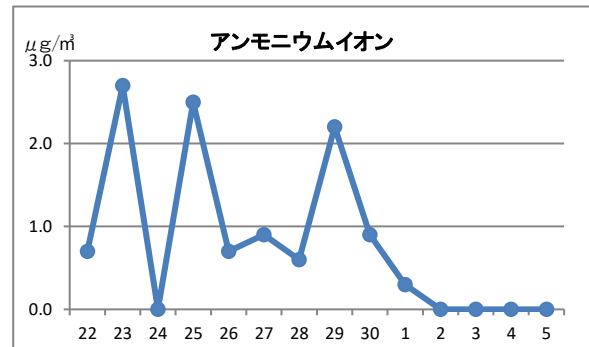
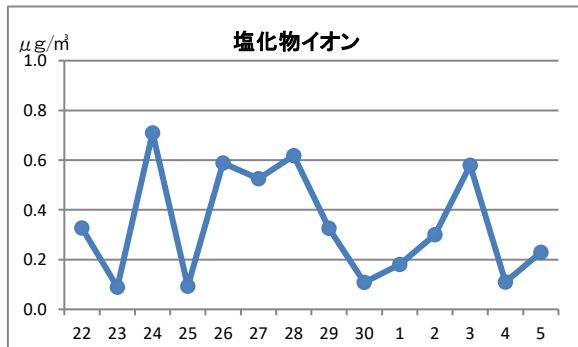
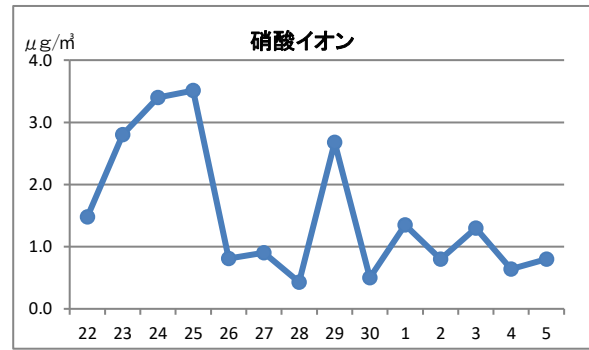
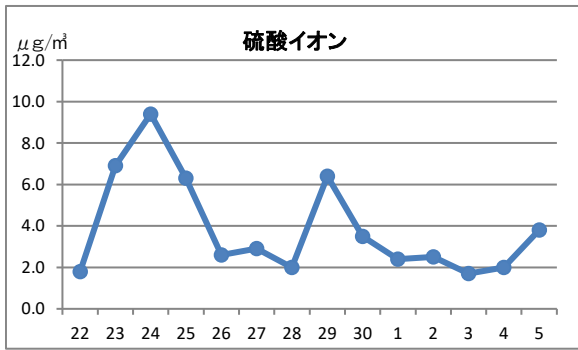
⑥ 浮遊粒子状物質 (SPM)

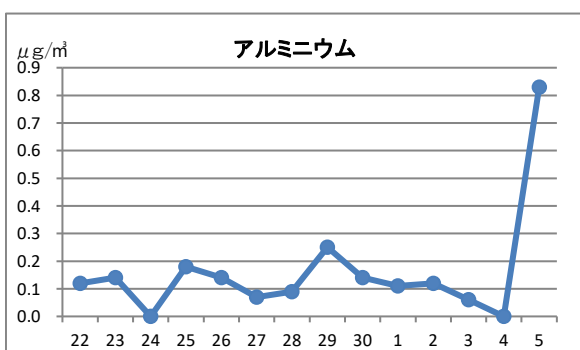
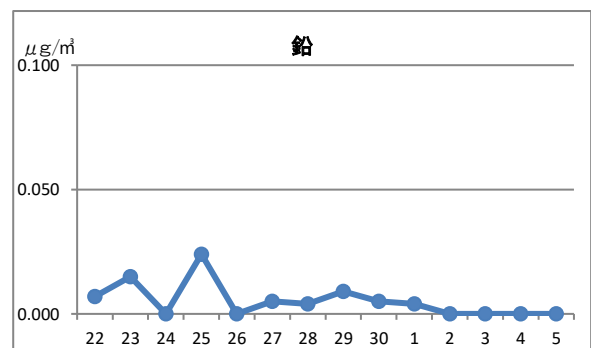
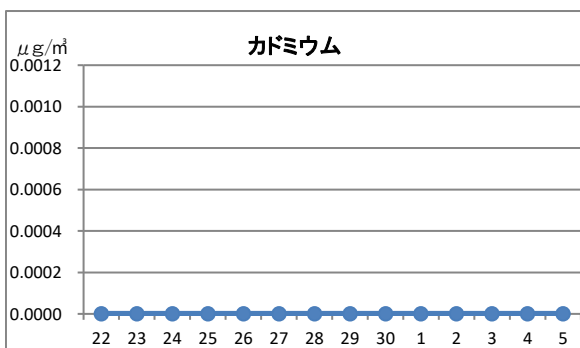
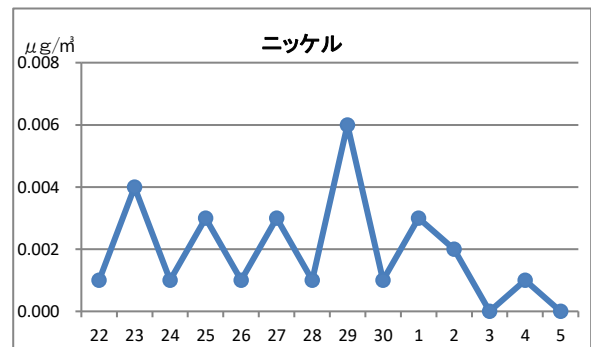
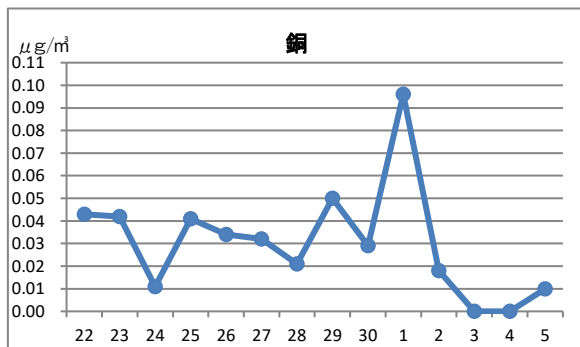
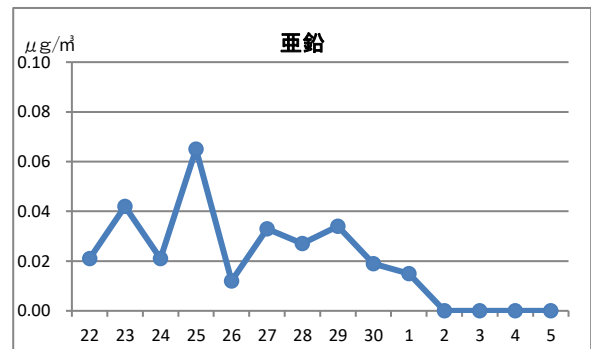
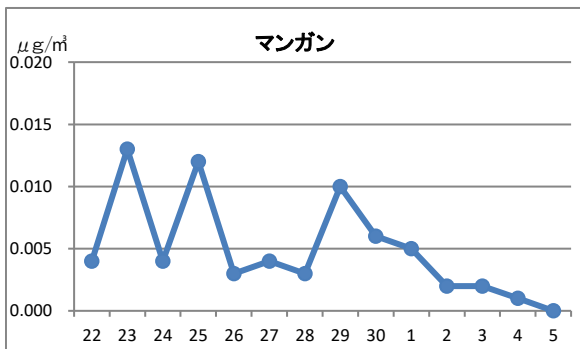
測定局	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
敦賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	測定時間	時間	719	741	714	743	742	718	740	718	742	743	693	741	8754
	平均値	mg/m ³	0.019	0.015	0.015	0.019	0.016	0.016	0.011	0.012	0.009	0.007	0.006	0.011	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.063	0.054	0.078	0.093	0.094	0.064	0.028	0.040	0.034	0.030	0.033	0.098	0.098
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.035	0.030	0.025	0.034	0.034	0.027	0.020	0.032	0.029	0.014	0.018	0.027	0.035
和久野	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	測定時間	時間	719	741	719	740	741	717	737	719	743	743	693	740	8752
	平均値	mg/m ³	0.019	0.013	0.014	0.017	0.015	0.014	0.010	0.011	0.009	0.007	0.007	0.013	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.077	0.053	0.087	0.085	0.095	0.063	0.025	0.040	0.036	0.029	0.055	0.091	0.095
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.038	0.030	0.027	0.030	0.028	0.025	0.018	0.029	0.028	0.015	0.018	0.031	0.038
自排敦賀	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
	測定時間	時間	718	741	718	743	742	716	740	719	742	743	692	743	8757
	平均値	mg/m ³	0.017	0.013	0.013	0.016	0.013	0.013	0.009	0.010	0.008	0.006	0.006	0.011	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.080	0.071	0.076	0.072	0.099	0.069	0.030	0.037	0.033	0.026	0.020	0.045	0.099
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.038	0.031	0.026	0.027	0.027	0.023	0.016	0.028	0.028	0.014	0.015	0.028	0.038

大気汚染物質の経年変化一覧表

測定項目	単位	測定局	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5
二酸化硫黄	ppm	敦賀	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		和久野	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		気比	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—
二酸化窒素	ppm	敦賀	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005
		和久野	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
		気比	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	—	—	—	—	—	—	—	—
自排敦賀			0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006
一酸化炭素	ppm	自排敦賀	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3
光化学オキシダント	ppm	敦賀	0.089	0.108	0.100	0.104	0.099	0.091	0.090	0.100	0.103	0.119	0.099	0.081	0.094	0.09
		和久野	0.089	0.104	0.102	0.107	0.108	0.093	0.096	0.114	0.110	0.125	0.109	0.083	0.089	0.086
浮遊粒子状物質	mg/m ³	敦賀	0.024	0.018	0.017	0.020	0.017	0.017	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013
		和久野	0.019	0.017	0.017	0.019	0.016	0.015	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
		気比	0.015	0.017	0.017	0.017	0.016	0.016	—	—	—	—	—	—	—	—
自排敦賀			0.021	0.019	0.017	0.019	0.017	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012
微小粒子	ppm	敦賀				16.1	14.5	13.7	12.2	12.3	12.3	11.0	10.0	7.0	7.1	7.2

⑦ 浮遊粉じん（重金属成分等）





浮遊粉じん（重金属成分等）の経年変化一覧表

測定地点：敦賀市役所屋上（～H30）、松原公民館2階ベランダ（R1～）

（単位：μg/m³）

測定項目	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5
硫酸イオン	1.8	6.9	9.4	6.3	2.6	2.9	2.0	6.4	3.5	2.4	2.5	1.7	2	3.8
硝酸イオン	1.48	2.80	3.40	3.51	0.81	0.90	0.43	2.68	0.50	1.35	0.80	1.30	0.64	0.80
塩化物イオン	0.327	0.089	0.710	0.093	0.589	0.526	0.618	0.326	0.109	0.181	0.30	0.58	0.11	0.23
アンモニウムイオン	0.7	2.7	<0.0	2.5	0.7	0.9	0.6	2.2	0.9	0.3	<0.10	<0.10	<0.10	<0.1
バナジウム	0.001	0.004	0.001	0.003	0.001	0.001	0.001	0.005	0.003	0.004	0.001	<0.005	<0.005	<0.005
ナトリウム	0.4	0.4	0.2	0.3	0.5	0.5	0.3	0.6	0.3	0.6	1.3	1.0	<0.1	<0.1
カリウム	0.08	0.18	<0.03	0.21	0.10	0.04	0.07	0.15	0.06	0.13	0.10	0.07	<0.05	<0.05
カルシウム	0.21	0.20	<0.05	0.14	0.20	0.10	0.06	0.37	0.06	0.19	0.64	0.18	<0.05	<0.05
マグネシウム	0.08	0.06	<0.01	0.05	0.10	0.07	0.04	0.12	0.05	0.09	0.14	0.12	<0.05	<0.05
鉄	0.14	0.23	0.08	0.23	0.08	0.07	0.05	0.31	0.13	0.14	0.05	0.05	0.03	<0.02
マンガン	0.004	0.013	0.004	0.012	0.003	0.004	0.003	0.010	0.006	0.005	0.002	0.002	0.001	<0.001
亜鉛	0.021	0.042	0.021	0.065	0.012	0.033	0.027	0.034	0.019	0.015	<0.001	<0.01	<0.01	<0.01
銅	0.043	0.042	0.011	0.041	0.034	0.032	0.021	0.05	0.029	0.096	0.018	<0.01	<0.01	0.01
ニッケル	0.001	0.004	0.001	0.003	0.001	0.003	0.001	0.006	0.001	0.003	0.002	<0.001	0.001	<0.001
カドミウム	<0.000	<0.000	<0.001	<0.000	<0.001	<0.000	<0.000	<0.000	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛	0.007	0.015	<0.005	0.024	<0.005	0.005	0.004	0.009	0.005	0.004	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
アルミニウム	0.120	0.140	<0.01	0.180	0.140	0.07	0.09	0.25	0.14	0.11	0.12	0.06	<0.01	0.83
粉じん量/ガス吸引量	24	24	15	20	9	9	8	26	16	21	10	21	16	8

⑧ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の環境基準は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、指針値環境中の有害大気汚染物質による健康影響の低減を図るための指針となる数値はアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物について定められています。

敦賀市での調査は、福井県が和久野局で行っており、各物質とも環境基準及び指針値を満足しています。

有害大気汚染物質の測定結果

測定局：和久野局

測定項目	単位	年平均値	環境基準 指針値
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.42	3
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.04	130
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.04	200
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.74	150
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.007	2
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.021	10
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.14	18
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	1.6
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.026	2.5
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	94
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.042	－
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4	－
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.4	120
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	－
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.8	40
ニッケル化合物	ng/m^3	1.3	25
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	1.4	6
マンガン及びその化合物	ng/m^3	11	140
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.021	－
クロム及びその化合物	ng/m^3	2.2	－
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.037	－

※ の数値は、算出結果が検出下限値未満の値であったことを示します。

有害大気汚染物質の測定結果

測定局：和久野局

区分	測定項目	環境基準等	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
揮発性有機化合物	ベンゼン	3	μg/m³	0.35	0.34	0.43	0.15	0.13	0.17	0.30	0.48	0.46	0.81	0.91	0.53	0.42
	トリクロロエチレン	130	μg/m³	(0.11)	<0.04	(0.06)	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	(0.04)	(0.04)	(0.05)	(0.04)	(0.07)	0.04
	デトラククロロエチレン	200	μg/m³	0.15	(0.06)	(0.05)	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	(0.04)	<0.04	<0.04	(0.07)	0.04
	ジクロロメタン	150	μg/m³	0.68	1.50	1.10	1.20	0.32	0.45	0.52	0.67	0.49	0.74	0.60	0.62	0.74
	アクリロニトリル	(2)	μg/m³	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	(0.008)	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.033	(0.009)	0.007
	塩化ビニルモノマー	(10)	μg/m³	0.056	(0.010)	(0.010)	<0.009	0.039	<0.009	<0.009	0.038	<0.009	0.035	<0.009	0.036	0.021
	クロロホルム	(18)	μg/m³	0.12	0.19	0.17	0.15	0.069	0.11	0.14	0.15	0.13	0.13	0.19	0.17	0.14
	1,2-ジクロロエタン	(1.6)	μg/m³	0.20	0.43	0.19	0.28	0.043	0.06	0.09	0.11	0.15	0.17	0.15	0.20	0.17
	1,3-ブタジエン	(2.5)	μg/m³	(0.008)	(0.008)	(0.016)	(0.007)	0.039	(0.016)	(0.018)	(0.018)	(0.006)	0.051	0.1	0.021	0.026
	塩化メチル	(94)	μg/m³	1.4	1.5	1.3	1.4	1.20	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	2.0	1.2	1.3
アルデヒド類	酸化エチレン	-	μg/m³	0.089	-	-	0.028	-	-	0.019	-	-	0.034	-	-	0.042
	トルエン	-	μg/m³	1.30	1.2	2.2	2.2	1	1	1.0	1.60	0.8	2.0	1.8	1.1	1.4
	アセトアルデヒド	(120)	μg/m³	-	4	-	-	-	2.7	-	-	1.9	-	-	1.1	2.4
重金属類	ホルムアルデヒド	-	μg/m³	-	4	-	-	-	2.9	-	-	2.1	-	-	0.85	2.5
	水銀及びその化合物	(40)	ng/m³	-	-	1.6	-	2.1	-	-	1.6	-	-	1.8	-	1.8
	ニッケル化合物	(25)	ng/m³	-	3.7	-	-	<0.5	-	-	(0.5)	-	-	(0.7)	-	1.3
	ヒ素及びその化合物	(6)	ng/m³	-	2.2	-	-	0.75	-	-	2.3	-	-	0.18	-	1.40
	マンガン及びその化合物	(140)	ng/m³	-	34	-	-	3.6	-	-	4.7	-	-	2.1	-	11
	ベリリウム及びその化合物	-	ng/m³	-	0.06	-	-	<0.016	-	-	<0.016	-	-	<0.016	-	0.021
	クロム及びその化合物	-	ng/m³	-	6.1	-	-	<1.7	-	-	<1.7	-	-	<1.7	-	2.2
多環芳香族炭化水素	ベンゾ[a]ピレン	-	ng/m³	-	0.06	-	-	0.025	-	-	0.041	-	-	0.021	-	0.037

※検出下限値未満は、検出下限値の1/2の値を用いて平均値を算出

※測定値が検出下限値未満であった場合は、「< (検出下限値)」として表示している。

測定値が検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、「(測定値)」として表示している。

2 水質汚濁

(1) 環境基準等

「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」は、河川や海域ごとの利水目的に応じた水質について、達成・維持されることが望ましい基準として、昭和46年に公害対策基本法（現在は環境基本法）により設定され、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、これまで改定が重ねられ、平成23年にはカドミウムの環境基準が0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に、平成26年にはトリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/Lから0.01mg/L現在に見直されました。27項目の環境基準が設定されており、海域においてふっ素、ほう素の基準値を適用しないことを除き、全公共用水域に一律で適用されています。また、要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質）として、河川について27項目、地下水について25項目が設定されています。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、平成5年に海域における窒素、りんが追加されました。平成15年には「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、「水生生物の保全に関する水質環境基準」として全亜鉛が追加され、要監視項目として3項目が設定されました。更に、平成24年には、ノニルフェノールが、平成25年には、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸が追加され、要監視項目として4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールが追加されました。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」についても改定が重ねられており、平成23年にはカドミウムの環境基準が0.01mg/Lから0.003mg/Lに、平成26年にはトリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/Lから0.01mg/L現在に見直されました。現在、28項目の環境基準が設定されています。

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
ひ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a

類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	CFU/ 20 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	CFU/ 300 100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	CFU/ 1,000 100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L以上	-

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等、貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の洗浄操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

b

類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

イ 海域

a

類型	利用目的の適応性	環 境 基 準				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—

備 考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

b

類型	利用目的の適応性	環 境 基 準	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
〃2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
〃3種：汚濁に強い特定の水生生物が主に漁獲される。
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

類型	水生生物の生息状況の適応性	環 境 基 準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

③ 要監視項目及び指針値（公共水域）

ア 人の健康の保護に係る項目

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン（CNP）	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）※	0.00005 mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

イ 水生生物の保全に係る項目

項 目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川 及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川 及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川 及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	河川 及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007 mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009 mg/L以下
		生物特 A	0.0004 mg/L以下
アニリン	河川 及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川 及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.003 mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度及びトランス体の濃度の和とする。

⑤ 要監視項目及び指針値（地下水）

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅（有機銅）	0.04 mg/L以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス（DDVP）	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L以下
イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン（CNP）	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及び ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 mg/L以下

※PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

- ・ **pH（水素イオン濃度）**

水質の酸性やアルカリ性を示す指標。pH 7 は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を示す。

- ・ **DO（溶存酸素）**

水中に溶けている酸素量のこと、主として有機物による水質汚濁の指標として用いられている。最もきれいな水ではほぼ飽和状態である。常に酸欠状態が続くと有機物の腐敗が起こって悪臭の原因となり、魚類は生息できなくなる。

- ・ **BOD（生物化学的酸素要求量）**

水中の有機物が微生物の働きによって分解される過程で消費される酸素量で、河川の有機物による水質汚濁の指標となっている。BOD の値が大きいほど汚濁が進んでいることを示している。

- ・ **COD（化学的酸素要求量）**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機物による水質汚濁の指標である。COD の値が大きいほど汚濁が進んでいることを示している。

- ・ **SS（浮遊物質）**

水の濁りの原因となる水に溶解しない固体成分による汚染の指標として用いられている。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚の呼吸障害、水中植物の光合成妨害等の影響がある。

- ・ **塩化物イオン**

海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることもある。それ以外で塩化物イオン濃度が増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標となる。

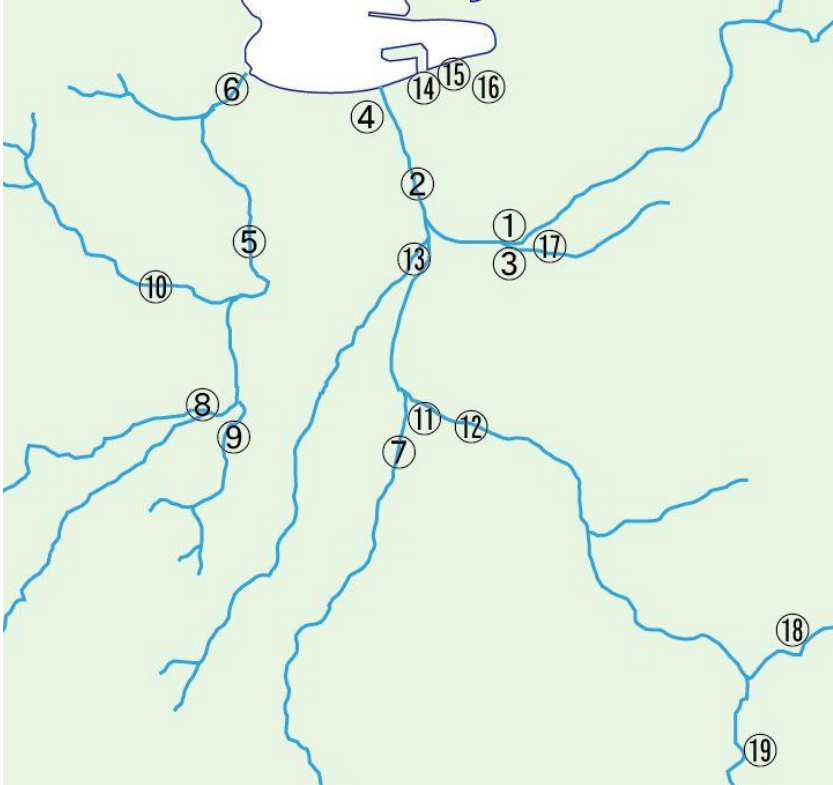
- ・ **大腸菌数**

大腸菌はヒトや温血動物のふん便に大量に存在し、それ以外の水・土壌・植物にはまれであることから、ふん便汚染の指標となる。以前の基準である大腸菌群数では、ふん便性に由来しない菌群も数に含まれるため、見直された。

(2) 調査地点

① 河川

全19地点のうち、①から⑥については福井県が、⑦から⑱については敦賀市が水質調査を実施しています。



No.	水域の名称	調査地点
①	笙の川	(木の芽川) 木の芽橋
②		三島橋
③	深川	木の芽橋
④	二夜の川	末端
⑤	井の口川	豊橋
⑥		穴地藏橋
⑦	黒河川	和久野橋
⑧	大瀬川	金山橋
⑨	野坂川	ひばりヶ丘橋
⑩	三味線川	笠取橋
⑪	宮尻川	合流前
⑫	笙の川	堂橋
⑬	助高川	下袖河原橋
⑭	旧笙の川	今橋
⑮	児屋の川	昭和橋
⑯	目倉川	大正橋
⑰	深川	JR 鉄橋下
⑱	笙の川	奥野橋
⑲	五位川	追分橋

② 海域

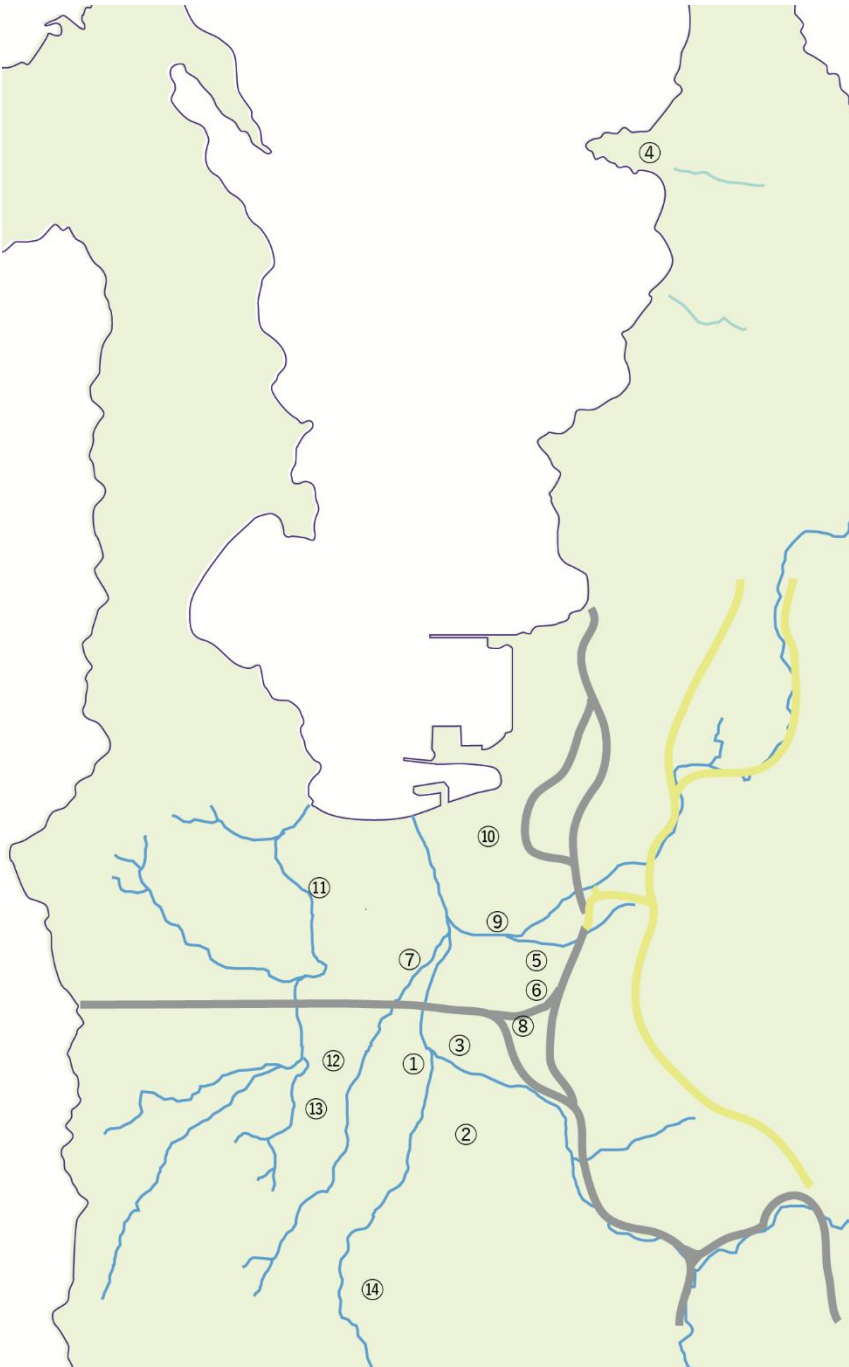
全8地点について、福井県が水質調査を実施しています。



No.	調査地点
①	手の浦地先
②	松ヶ崎地先
③	ナスビ鼻地先
④	白灯台地先
⑤	井の口川地先
⑥	敦賀湾中央
⑦	笙の川地先
⑧	立石岬地先

③ 地下水

全13地点のうち、①から⑥については福井県が、⑦から⑭については敦賀市が水質調査を実施しています。



No.	調査地点
①	和久野
②	山泉
③	古田刈
④	横浜
⑤	布田町
⑥	
⑦	昭和町
⑧	衣掛町
⑨	鉄輪町
⑩	元町
⑪	櫛川
⑫	筋生野
⑬	櫛林
⑭	山

(3) 水質汚濁の現況

① 河川の水質調査結果（健康項目・生活環境項目）

調 査 項 目	環 境 基 準	単 位	笹の川										木の芽川									
			三島橋										木の芽橋									
			4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日	4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日	4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日		
			晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	晴		
pH	6.5以上8.5以下		7.5	7.5	8.4	7.8	7.4	7.3	7.9	7.8	7.4	8.3	7.7	7.6	7.5	7.8	7.4	8.3	7.7	7.6		
DO	7.5 以上	mg/L	11	9.8	8.7	8.9	11	12	10	9.7	7.5	9.4	11	11	10	9.7	7.5	9.4	11	11		
BOD	2 以下	mg/L	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5		
COD		mg/L	1.3	1.7	1.7	2.9	1.5	1.6	1.5	1.3	2.4	1.6	1.3	1.1	1.5	1.3	2.4	1.6	1.3	1.1		
SS	25 以下	mg/L	1	2	1	15	1	6	4	1	5	< 1	2	1	4	1	5	< 1	2	1		
大腸菌数	300 以下	CFU/100ml	23	95		270	55		19	130		61	43		19	130		61	43			
全窒素		mg/L		0.58		0.57																
全燐		mg/L		0.018		0.040																
カドミウム	0.003 以下	mg/L		< 0.001		< 0.001				< 0.001		< 0.001			< 0.001			< 0.001				
全シアン	検出されないこと。	mg/L		< 0.1		< 0.1				< 0.1		< 0.1			< 0.1			< 0.1				
鉛	0.01 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002			< 0.002			< 0.002				
六価クロム	0.02 以下	mg/L		< 0.01		< 0.01				< 0.01		< 0.01			< 0.01			< 0.01				
ひ素	0.01 以下	mg/L		< 0.005		< 0.005				< 0.005		< 0.005			< 0.005			< 0.005				
総水銀	0.0005 以下	mg/L		< 0.0005		< 0.0005				< 0.0005		< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005				
アルキル水銀	検出されないこと。	mg/L																				
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	mg/L				< 0.0005				< 0.0005								< 0.001				
ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002			< 0.002			< 0.002				
四塩化炭素	0.002 以下	mg/L		< 0.0002		< 0.0002				< 0.0002		< 0.0002			< 0.0002			< 0.0002				
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L		< 0.0004		< 0.0004				< 0.0004		< 0.0004			< 0.0004			< 0.0004				
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002			< 0.002			< 0.002				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L		< 0.004		< 0.004				< 0.004		< 0.004			< 0.004			< 0.004				
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	mg/L		< 0.0005		< 0.0005				< 0.0005		< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	mg/L		< 0.0006		< 0.0006				< 0.0006		< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006				
トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L		< 0.001		< 0.001				< 0.001		< 0.001			< 0.001			< 0.001				
テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L		< 0.0005		< 0.0005				< 0.0005		< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005				
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	mg/L		< 0.0002		< 0.0002				< 0.0002		< 0.0002			< 0.0002			< 0.0002				
チウラム	0.006 以下	mg/L		< 0.0006		< 0.0006				< 0.0006		< 0.0006			< 0.0006			< 0.0006				
シマジン	0.003 以下	mg/L		< 0.0003		< 0.0003				< 0.0003		< 0.0003			< 0.0003			< 0.0003				
チオベンカルブ	0.02 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002			< 0.002			< 0.002				
ベンゼン	0.01 以下	mg/L		< 0.001		< 0.001				< 0.001		< 0.001			< 0.001			< 0.001				
セレン	0.01 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002			< 0.002			< 0.002				
硝酸性窒素		mg/L		0.50		0.45				0.49		0.47			0.49			0.47				
亜硝酸性窒素		mg/L		< 0.01		< 0.01				0.01		< 0.01			0.01			< 0.01				
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 以下	mg/L		0.51		0.46				0.50		0.48			0.50			0.48				
ふっ素	0.8 以下	mg/L		0.1		0.2				0.1		< 0.1			< 0.1			< 0.1				
ほう素	1 以下	mg/L		< 0.02		< 0.02				0.03		0.07			0.03			0.07				
1,4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L	< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005			< 0.0005				
塩化物イオン		mg/L	8.6	7.3	9.3	9.3	7.8	9.0										< 0.005				

※ [] : 環境基準を超えた値

[調査機関：福井県]

調 査 項 目	環 境 基 準	単 位	深川										二夜の川							
			木の芽橋										末端							
			4月13日		6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日	4月13日		6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日				
			晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴					
pH	6.5以上8.5以下		7.5	7.3	9.4	9.3	7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.0						
DO	5 以上	mg/L	10	9.0	10	8.4	10	11	8.3	8.0	7.3	5.4	8.3	8.2						
BOD	3 (二夜5) 以下	mg/L	< 0.5	2.9	< 0.5	0.5	< 0.5	0.5	2.5	< 0.5	< 0.5	0.6	< 0.5	1.1						
COD		mg/L	1.7	2.7	1.7	2.4	1.5	1.6	4.0	2.0	2.4	2.9	1.5	2.3						
SS	25 (二夜50) 以下	mg/L	1	7	2	4	2	1	1	1	1	2	1	2						
大腸菌数	深川1000 以下	CFU/100ml	250	500		62	150													
全窒素		mg/L								1.5		1.9								
全磷		mg/L								0.050		0.085								
カドミウム	0.003 以下	mg/L	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001							
全シアン	検出されないこと。	mg/L	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1							
鉛	0.01 以下	mg/L	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002							
六価クロム	0.02 以下	mg/L	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01							
ひ素	0.01 以下	mg/L	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005							
総水銀	0.0005 以下	mg/L	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005							
アルキル水銀	検出されないこと。	mg/L																		
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	mg/L																		
ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002								
四塩化炭素	0.002 以下	mg/L		< 0.0002		< 0.0002				< 0.0002		< 0.0002								
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L		< 0.0004		< 0.0004				< 0.0004		< 0.0004								
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002								
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L		< 0.004		< 0.004				< 0.004		< 0.004								
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	mg/L		< 0.0005		< 0.0005				< 0.0005		< 0.0005								
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	mg/L		< 0.0006		< 0.0006				< 0.0006		< 0.0006								
トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L		< 0.001		< 0.001				< 0.001		< 0.001								
テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L		< 0.0005		< 0.0005				< 0.0005		< 0.0005								
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	mg/L		< 0.0002		< 0.0002				< 0.0002		< 0.0002								
チウラム	0.006 以下	mg/L		< 0.0006		< 0.0006				< 0.0006		< 0.0006								
シマジン	0.003 以下	mg/L		< 0.0003		< 0.0003				< 0.0003		< 0.0003								
チオベンカルブ	0.02 以下	mg/L		< 0.002		< 0.002				< 0.002		< 0.002								
ベンゼン	0.01 以下	mg/L		< 0.001		< 0.001				< 0.001		< 0.001								
セレン	0.01 以下	mg/L	< 0.002	< 0.002		< 0.002	< 0.002			< 0.002		< 0.002								
硝酸性窒素		mg/L		0.39		0.67				1.0		1.3								
亜硝酸性窒素		mg/L		0.07		< 0.01				< 0.01		0.05								
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 以下	mg/L		0.46		0.68				1.0		1.3								
ふっ素	0.8 以下	mg/L	0.1	0.1		0.3	0.2			0.1		0.3								
ほう素	1 以下	mg/L	< 0.02	< 0.02		0.02				0.07		0.69								
1,4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005								
塩化物イオン		mg/L							723	242	125	3240	88.0	15.7						

※ [] : 環境基準を超えた値

[調査機関：福井県]

調 査 項 目	環 境 基 準	単位	井の口川 上流										井の口川 下流									
			豊橋										穴地藏橋									
			4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日	4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日	4月13日	6月7日	8月2日	10月4日	12月06日	2月9日		
			晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	晴	晴	曇	晴	曇	晴	晴		
pH	6.5以上8.5以下		7.3	7.3	7.2	7.5	7.3	7.3	7.3	8.0	7.8	7.7	7.9	7.5	7.9	7.7	7.9	7.5	7.2			
DO	7.5 (穴地藏5) 以上	mg/L	10	8.7	7.9	8.1	10	11	11	9.9	8.1	6.2	6.3	9.5	8.1	6.2	6.3	9.5	11			
BOD	2 (穴地藏5) 以下	mg/L	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	1.4	0.5	< 0.5	0.5	1.4	0.5	< 0.5	< 0.5			
COD		mg/L	2.7	3.9	3.0	2.4	3.4	1.6	1.6	2.6	3.6	3.7	3.1	2.8	3.6	3.7	3.1	2.8	2.3			
SS	25 (穴地藏50) 以下	mg/L	9	15	4	3	25	5	5	4	11	5	6	8	11	5	6	8	5			
大腸菌数	豊橋 300 以下	CFU/100ml	38	100		130	420															
全窒素		mg/L									0.49		0.42		0.49		0.42					
全磷		mg/L									0.042		0.070		0.042		0.070					
カドミウム	0.003 以下	mg/L									< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001					
全シアン	検出されないこと。	mg/L									< 0.1		< 0.1		< 0.1		< 0.1					
鉛	0.01 以下	mg/L									< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002					
六価クロム	0.02 以下	mg/L									< 0.01		< 0.01		< 0.01		< 0.01					
ひ素	0.01 以下	mg/L									< 0.005		< 0.005		< 0.005		< 0.005					
総水銀	0.0005 以下	mg/L									< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005					
アルキル水銀	検出されないこと。	mg/L																				
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	mg/L															< 0.0005					
ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L									< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002					
四塩化炭素	0.002 以下	mg/L									< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002					
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L									< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004		< 0.0004					
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L									< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002					
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L									< 0.004		< 0.004		< 0.004		< 0.004					
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	mg/L									< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005					
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	mg/L									< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006					
トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L									< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001					
テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L									< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005		< 0.0005					
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	mg/L									< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002		< 0.0002					
チウラム	0.006 以下	mg/L									< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006		< 0.0006					
シマジン	0.003 以下	mg/L									< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003		< 0.0003					
チオベンカルブ	0.02 以下	mg/L									< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002					
ベンゼン	0.01 以下	mg/L									< 0.001		< 0.001		< 0.001		< 0.001					
セレン	0.01 以下	mg/L									< 0.002		< 0.002		< 0.002		< 0.002					
硝酸性窒素		mg/L									0.21		0.12		0.21		0.12					
亜硝酸性窒素		mg/L									< 0.01		< 0.01		< 0.01		< 0.01					
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 以下	mg/L									0.22		0.13		0.22		0.13					
ふっ素	0.8 以下	mg/L		< 0.1		0.1																
ほう素	1 以下	mg/L		< 0.02		< 0.02																
1,4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L								< 0.005					< 0.005		< 0.005					
塩化物イオン		mg/L	12.7	12.8	11.9	14.4	10.8	11.3	9230	6260	7680	10400	3860	613								

[調査機関：福井県]

※ ：環境基準を超えた値

調 査 項 目	環 境 基 準	単 位	7月27日			
			笹の川 奥野橋	五位川 追分橋	井の口川 豊橋	深川 JR鉄橋下
			7月27日			
			晴			
pH	6.5以上8.5以下		7.3	7.1	7.1	7.1
DO	7.5 (深川5) 以上	mg/L	9.0	9.2	8.7	8.7
BOD	2 (深川3) 以下	mg/L	0.9	0.9	1.2	1.5
COD		mg/L	1.4	1.4	2.6	2.1
SS	25 以下	mg/L	2	2	3	6
大腸菌数	300 (深川1000) 以下	CFU/100ml	78	52	48	93
カドミウム	0.003 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
全シアン	検出されないこと。	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
鉛	0.01 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
六価クロム	0.02 以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ひ素	0.01 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	0.0005 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀	検出されないこと。	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ジクロロメタン	0.02 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.002 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
トリクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01 以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006 以下	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003 以下	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01 以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	0.01 以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
硝酸性窒素		mg/L				
亜硝酸性窒素		mg/L				
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 以下	mg/L	0.53	0.38	0.35	0.61
ふっ素	0.8 以下	mg/L	0.10	0.25	0.15	0.20
ほう素	1 以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1,4-ジオキサン	0.05 以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

〔調査機関：敦賀市〕

※ ：環境基準を超えた値

② 河川の水質調査結果（生活環境項目）

調査地点	類型	調査項目	単位	環境基準	4月					10月		1月		平均値	最小値	最大値
					27日	24日	7月	12日	10月	12日	晴	曇	7.1			
黒河川	A	pH		6.5以上8.5以下	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.1	晴	曇	7.1	7.3	7.1	7.4
		DO	mg/L	7.5以上	10.5	8.4	8.4	9.8	9.8	12.0			12.0	10.2	8.4	12.0
		BOD	mg/L	2以下	<0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			0.5	0.3	<0.5	0.5
		COD	mg/L		2.1	3.3	3.3	1.7	1.7	1.2			1.2	2.1	1.2	3.3
		SS	mg/L	25以下	2	6	6	1	1	1			1	2.5	1.0	6
		塩化物イオン	mg/L		6.4	6.8	6.8	6.6	6.6	6.9			6.9	6.7	6.4	6.9
大瀬川	A	DO飽和度	%		98	104	104	103	103	128			128	108	98	128
		pH		6.5以上8.5以下	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	7.5			7.5	7.5	7.5	7.6
		DO	mg/L	7.5以上	10.3	8.3	8.3	9.1	9.1	11.1			11.1	9.7	8.3	11.1
		BOD	mg/L	2以下	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.9			0.9	0.2	<0.5	0.9
		COD	mg/L		3.1	3.8	3.8	2.7	2.7	2.7			2.7	3.1	2.7	3.8
		SS	mg/L	25以下	7	7	7	3	3	4			4	5.3	3	7
野坂川	A	塩化物イオン	mg/L		11.2	11.5	11.5	10.1	10.1	12.1			12.1	11.2	10.1	12.1
		DO飽和度	%		101	99	99	101	101	121			121	106	99	121
		pH		6.5以上8.5以下	7.5	7.8	7.8	7.6	7.6	7.3			7.3	7.6	7.3	7.8
		DO	mg/L	7.5以上	10.2	8.5	8.5	10.0	10.0	11.6			11.6	10.1	8.5	11.6
		BOD	mg/L	2以下	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5			0.5	0.6	<0.5	0.8
		COD	mg/L		3.7	2.8	2.8	2.5	2.5	1.2			1.2	2.6	1.2	3.7
三味線川	A	SS	mg/L	25以下	6	1	1	2	2	1			1	2.5	1	6
		塩化物イオン	mg/L		10.2	9.8	9.8	9.5	9.5	10.4			10.4	10.0	9.5	10.4
		DO飽和度	%		100	105	105	109	109	126			126	110	100	126
		pH		6.5以上8.5以下	7.3	7.1	7.1	7.2	7.2	7.0			7.0	7.2	7.0	7.3
		DO	mg/L	7.5以上	9.8	7.5	7.5	8.8	8.8	11.1			11.1	9.3	7.5	11.1
		BOD	mg/L	2以下	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6			0.6	0.6	0.5	0.7
宮尻川	A	COD	mg/L		4.4	3.0	3.0	2.7	2.7	1.6			1.6	2.9	1.6	4.4
		SS	mg/L	25以下	18	1	1	3	3	1			1	5.8	1	18
		塩化物イオン	mg/L		11.1	11.4	11.4	11.2	11.2	11.1			11.1	11.2	11.1	11.4
		DO飽和度	%		98	92	92	96	96	121			121	102	92	121
		pH		6.5以上8.5以下	7.2	7.5	7.5	7.4	7.4	7.1			7.1	7.3	7.1	7.5
		DO	mg/L	7.5以上	10.0	8.2	8.2	9.6	9.6	11.6			11.6	9.9	8.2	11.6
合流前	A	BOD	mg/L	2以下	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	1.0			1.0	0.8	0.6	1.0
		COD	mg/L		4.0	3.0	3.0	2.5	2.5	2.0			2.0	2.9	2.0	4.0
		SS	mg/L	25以下	6	2	2	2	2	1			1	2.8	1	6
		塩化物イオン	mg/L		31.4	11.2	11.2	7.7	7.7	8.4			8.4	14.7	7.7	31.4
		DO飽和度	%		96	101	101	102	102	124			124	106	96	124

[調査機関：敦賀市]

※  : 環境基準を超えた値

調査地点	類型	調査項目	単位	環境基準	4月			7月		10月		1月		平均値	最小値	最大値
					27日	24日	晴	24日	晴	12日	晴	12日	曇			
堂の橋	A	pH		6.5以上8.5以下	7.5	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.4	曇	7.6	7.4	7.7
		DO	mg/L	7.5以上	10.5	8.4	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	11.6		10.1	8.4	11.6
		BOD	mg/L	2以下	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		0.0	<0.5	0.6
		COD	mg/L		1.7	1.7	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.1		1.5	1.1	1.7
		SS	mg/L	25以下	3	5	1	1	1	1	1	1		2.5	1.0	5
		塩化物イオン	mg/L		9.3	7.7	8.4	8.4	8.4	8.4	9.7	9.7		8.8	7.7	9.7
下柚河原橋	A	DO飽和度	%		101	100	107	107	107	107	126	126		109	100	126
		pH		6.5以上8.5以下	7.3	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.1	7.1		7.2	7.1	7.3
		DO	mg/L	7.5以上	10.2	8.1	10.1	10.1	10.1	10.1	11.8	11.8		10.1	8.1	11.8
		BOD	mg/L	2以下	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		0.6	0.5	0.7
		COD	mg/L		2.7	2.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3	1.3		2.1	1.3	2.7
		SS	mg/L	25以下	3	1	1	1	1	1	1	1		1.5	1	3
今橋		塩化物イオン	mg/L		7.4	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	8.2	8.2		7.5	7.2	8.2
		DO飽和度	%		98	98	110	110	110	110	129	129		109	98	129
		pH		(6.5以上8.5以下)	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3		7.3	7.3	7.3
		DO	mg/L	(5以上)	7.6	6.8	6.2	6.2	6.2	6.2	7.0	7.0		6.9	6.2	7.6
		BOD	mg/L	(3以下)	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	1.1	1.1		0.7	0.5	1.1
		COD	mg/L		1.5	1.3	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6	1.6		1.6	1.3	1.8
昭和橋		SS	mg/L	(25以下)	2	1	1	1	1	1	1	1		1.3	1	2
		塩化物イオン	mg/L		2630	2550	5490	5490	5490	5490	4960	4960		3908	2550	5490
		DO飽和度	%		84	84	73	73	73	73	75	75		79	73	84
		pH		(6.5以上8.5以下)	7.2	7.9	7.4	7.4	7.4	7.4	7.3	7.3		7.5	7.2	7.9
		DO	mg/L	(5以上)	8.2	6.4	6.8	6.8	6.8	6.8	8.0	8.0		7.4	6.4	8.2
		BOD	mg/L	(3以下)	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		0.4	<0.5	0.6
児屋の川		COD	mg/L		1.7	2.3	1.7	1.7	1.7	1.7	0.9	0.9		1.7	0.9	2.3
		SS	mg/L	(25以下)	1	1	1	1	1	1	1	1		1.0	1	1
		塩化物イオン	mg/L		1050	11900	5250	5250	5250	5250	3490	3490		5423	1050	11900
		DO飽和度	%		84	80	80	80	80	80	82	82		82	80	84
		pH		(6.5以上8.5以下)	6.7	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.7	6.7		6.8	6.7	6.9
		DO	mg/L	(5以上)	4.9	4.4	4.7	4.7	4.7	4.7	5.1	5.1		4.8	4.4	5.1
大正橋		BOD	mg/L	(3以下)	1.5	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	1.2	1.2		1.1	0.7	1.5
		COD	mg/L		7.2	6.1	5.3	5.3	5.3	5.3	5.8	5.8		6.1	5.3	7.2
		SS	mg/L	(25以下)	3	1	1	1	1	1	1	1		1.5	<1	3
		塩化物イオン	mg/L		34.4	38.2	33.7	33.7	33.7	33.7	31.0	31.0		34.3	31.0	38.2
		DO飽和度	%		54	55	57	57	57	57	54	54		55	54	57

※今橋、昭和橋、大正橋については基準が設定されていないため、B類型の基準を適用

※：環境基準を超えた値

[調査機関：敦賀市]

経 年 変 化

調査地点	調査項目	環境基準	単位	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5
木の芽川	pH	6.5以上8.5以下		7.9	7.8	7.7	7.7	7.8	7.7	7.7	7.8	7.6	7.4	8.0	7.9	7.9	7.8
	DO	7.5以上	mg/L	10	11	10	10	10	10	10	11	10	10	11	10	10	9.7
	BOD	2以下	mg/L	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.6	0.8	0.6	0.5	0.8	0.5	0.6	< 0.5
	COD		mg/L	1.6	1.4	1.5	1.7	1.6	1.5	1.7	1.7	1.7	2.0	1.7	1.7	1.7	1.5
木の芽橋	SS	25以下	mg/L	3	1	1	1	2	4	2	8	10	14	6	3	8	2.3
	大腸菌群数	1000以下	MPN/100mL	1700	730	2800	5800	5700	4100	5600	750	690	150	1400	1800	-	-
	大腸菌数	300以下	CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173	78.0
	pH	6.5以上8.5以下		7.5	7.4	7.5	7.5	7.4	7.3	7.4	7.1	7.5	7.4	7.6	7.6	7.6	7.7
笙の川	DO	7.5以上	mg/L	10	11	10	10	10	10	10	11	10	10	10	10	11	10
	BOD	2以下	mg/L	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6	0.6	0.7	0.5	1.0	0.8	0.5	< 0.5
	COD		mg/L	1.6	1.2	1.3	1.3	1.5	1.1	1.4	1.6	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6	1.8
	SS	25以下	mg/L	2	1	1	1	2	1	1	4	4	5	3	2	3	4
深川	大腸菌群数	1000以下	MPN/100mL	9600	5200	2400	6800	5400	4700	9300	1600	1000	1800	3000	4800	-	-
	大腸菌数	300以下	CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101	129
	pH	6.5以上8.5以下		7.4	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.4	7.3	7.4	7.6	7.4	8.1
	DO	5以上	mg/L	9.7	9.6	9.4	9.2	9.2	9.2	9.4	9.6	8.8	9.0	9.2	9.7	9.8	9.7
木の芽橋	BOD	3以下	mg/L	1.3	1.8	1.5	2.1	2.1	1.3	1.2	1.2	3.3	1.4	0.8	0.9	0.8	2.9
	COD		mg/L	2.3	2.8	2.5	2.7	2.8	1.9	2.3	2.3	3.7	3.2	2.5	2.8	2.2	2.0
	SS	25以下	mg/L	3	3	2	3	2	2	2	4	3	11	4	9	7	3
	大腸菌群数	5000以下	MPN/100mL	8700	6900	4900	42000	12300	11200	8100	1500	1400	6800	10600	38500	-	-
二夜の川	大腸菌数	1000以下	CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	500	375
	pH	6.5以上8.5以下		7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3
	DO	5以上	mg/L	7.8	7.2	7.6	7.6	8.0	7.9	8.3	8.4	7.7	8.2	7.8	7.7	8	7.6
	BOD	5以下	mg/L	2.0	2.4	1.5	1.8	1.4	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1	1.3	1.6	1.2	1.4
井の口川	COD		mg/L	2.9	3.3	2.4	2.2	2.2	1.7	1.9	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5
	SS	50以下	mg/L	2	2	1	2	2	2	1	2	1	2	2	3	4	1
	大腸菌群数		MPN/100mL	14000	15000	8600	10000	10700	11500	13400	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌数		CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊橋	pH	6.5以上8.5以下		7.4	7.2	7.1	7.2	7.1	7.2	7.1	7.1	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	7.3
	DO	7.5以上	mg/L	9.6	9.7	9.3	9.7	9.7	9.3	9.8	10	9	9.3	9.5	9.3	9.6	9.3
	BOD	2以下	mg/L	1.0	1.1	0.9	1.1	1.3	0.8	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	0.5
	COD		mg/L	3.0	2.5	3.0	2.8	2.9	2.4	2.7	2.7	2.6	2.5	2.8	2.7	2.8	2.8
井の口川	SS	25以下	mg/L	2	2	3	2	3	2	1	2	4	3	3	3	8	10
	大腸菌群数	1000以下	MPN/100mL	9000	24000	12000	21000	28000	15000	24000	3300	1100	1200	7600	13000	-	-
	大腸菌数	300以下	CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197	172
	pH	6.5以上8.5以下		7.6	7.5	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	7.5	7.0	7.3	7.6	7.6	7.6	7.7
穴地蔵橋	DO	5以上	mg/L	8.9	9.2	8.8	8.4	8.5	8.2	8.8	8.8	8.3	8.0	8.0	7.9	7.8	8.5
	BOD	5以下	mg/L	1.3	1.1	1.2	1.3	1.1	1.2	1.1	1.1	0.7	0.7	0.9	1.0	1.0	0.8
	COD		mg/L	3.1	2.9	3.1	3.4	3.2	3.0	3.3	2.4	2.6	2.4	2.1	2.8	2.9	3.0
	SS	50以下	mg/L	3	3	3	1	1	2	5	4	4	4	8	4	6	7
井の口川	大腸菌群数		MPN/100mL	2100	6800	2200	5100	4300	2700	3000	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌数		CFU/100mL	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※：環境基準を超えた値

③ 海域の水質調査結果（健康項目）

（単位：mg/L）

調 査 項 目	環 境 基 準	井の口川地先	笙の川地先
		8月18日	8月18日
カドミウム	0.003 以下	< 0.001	< 0.001
全シアン	検出されないこと。	< 0.1	< 0.1
鉛	0.01 以下	< 0.002	< 0.002
六価クロム	0.02 以下	< 0.01	< 0.01
ひ素	0.01 以下	< 0.005	< 0.005
総水銀	0.0005 以下	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。	< 0.0005	< 0.0005
ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	< 0.002	< 0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03 以下	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 以下	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10 以下	< 0.02	< 0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005

[調査機関：福井県]

④ 海域の水質調査結果（生活環境項目）

調査地点	類型	調査項目	環境基準	単位	5月17日 晴	8月18日 曇	11月16日 曇	3月11日 晴	平均値	最小値	最大値
敦賀湾海域（甲）	手の浦地先	A	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3
		A	DO	7.5以上	mg/L	8.1	8.1	8.2	9.3	8.4	9.3
		A	COD	2以下	mg/L	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0
		II	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	松ヶ崎地先	A	全窒素	0.3以下	mg/L	0.12	0.11	0.10	0.08	0.10	0.12
		A	全りん	0.03以下	mg/L	0.004	0.014	0.012	0.019	0.012	0.019
		II	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		II	DO	7.5以上	mg/L	8.1	8.2	8.3	9.7	8.6	9.7
		II	COD	2以下	mg/L	1.9	2.5	1.8	1.9	2.0	2.5
		II	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	ナスビ鼻地先	A	全窒素	0.3以下	mg/L	0.15	0.11	0.12	0.10	0.12	0.15
		A	全りん	0.03以下	mg/L	0.005	0.013	0.013	0.016	0.012	0.016
		II	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		II	DO	7.5以上	mg/L	8.1	8.6	7.8	9.7	8.6	9.7
	白灯台地先	A	COD	2以下	mg/L	1.9	2.5	1.8	1.7	2.0	2.5
		A	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
		II	全窒素	0.3以下	mg/L	0.18	0.14	0.12	0.07	0.13	0.18
		II	全りん	0.03以下	mg/L	0.004	0.015	0.013	0.015	0.012	0.015
	井の口川地先	A	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		A	DO	7.5以上	mg/L	8.4	8.3	8.1	10.0	8.7	10.0
		A	COD	2以下	mg/L	1.8	2.6	1.9	1.8	2.0	2.6
		II	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	敦賀湾中央	A	全窒素	0.3以下	mg/L	0.16	0.17	0.18	0.43	0.24	0.43
		A	全りん	0.03以下	mg/L	0.015	0.014	0.030	0.029	0.022	0.030
		II	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		II	DO	7.5以上	mg/L	8.1	8.0	7.9	9.6	8.4	9.6
	（乙）	A	COD	2以下	mg/L	1.9	1.9	2.0	2.2	2.0	2.2
		A	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
		II	全窒素	0.3以下	mg/L	0.17	0.09	0.14	0.10	0.13	0.17
		II	全りん	0.03以下	mg/L	0.007	0.011	0.016	0.018	0.013	0.018
	笠の川地先	A	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		A	DO	5以上	mg/L	8.3	8.3	7.6	9.2	8.4	9.2
		A	COD	3以下	mg/L	2.3	2.1	2.6	1.7	2.2	2.6
		II	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
	若狭湾東部海域	A	全窒素	0.6以下	mg/L	0.16	0.11	0.18	0.10	0.14	0.18
		A	全りん	0.05以下	mg/L	0.006	0.011	0.026	0.018	0.015	0.026
		II	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3
		II	DO	7.5以上	mg/L	7.9	7.9	7.8	9.8	8.4	9.8
	立石岬地先	A	COD	2以下	mg/L	1.9	1.9	1.6	1.8	1.8	1.9
		II	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと。		< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5

※ ：環境基準を超えた値

[調査機関：福井県]

経 年 変 化

調査地点	類型	調査項目	環境基準	単位	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5
手の 浦地先	A	pH	7.8以上8.3以下		8.3	8.2	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上 2以下	mg/L	8.3	8.0	8.3	8.2	8.3	8.2	8.1	8.1	8.1	8.2	8.0	7.8	7.8	8.4
	II	nへキサン抽出物質	検出されないこと。	mg/L	1.2	1.3	1.7	1.5	1.4	1.4	1.7	1.5	1.8	1.8	1.7	1.4	1.3	1.8
		全窒素	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
	全りん	0.3以下		mg/L	0.11	0.13	0.11	0.14	0.12	0.11	0.13	0.12	0.11	0.11	0.11	0.12	0.10	0.10
		0.03以下		mg/L	0.012	0.012	0.013	0.014	0.013	0.010	0.012	0.013	0.01	0.01	0.016	0.012	0.013	0.012
	A	pH	7.8以上8.3以下		8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上	mg/L	8.3	8.3	8.4	8.5	8.4	8.2	8.2	8.5	8.2	8.4	8.2	7.9	8.1	8.6
	II	COD	2以下	mg/L	1.3	1.4	1.7	1.6	1.5	1.8	2.0	1.8	1.9	2.0	1.9	1.6	1.5	2.0
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
敦賀湾海城	ナスビ	全窒素	0.3以下	mg/L	0.10	0.15	0.13	0.13	0.11	0.14	0.10	-0.90	0.12	0.1	0.11	0.15	0.1075	0.13
		全りん	0.03以下	mg/L	0.009	0.012	0.012	0.013	0.011	0.011	0.012	0.012	0.011	0.011	0.013	0.013	0.013	0.012
	A	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.3	8.3	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上	mg/L	8.3	8.2	8.4	8.3	8.4	8.4	8.3	8.4	8.1	8.4	8.3	7.9	8.1	8.6
	II	COD	2以下	mg/L	1.4	1.4	1.7	1.5	1.5	1.9	2.0	1.8	1.9	2.0	1.0	1.0	1.5	2.0
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
	白灯台地先	全窒素	0.3以下	mg/L	0.17	0.19	0.16	0.17	0.23	0.14	0.16	0.12	0.17	0.18	0.15	0.22	0.17	0.24
		全りん	0.03以下	mg/L	0.017	0.016	0.015	0.015	0.019	0.013	0.020	0.015	0.013	0.015	0.017	0.026	0.023	0.022
	井の口川地先	pH	7.8以上8.3以下		8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上	mg/L	8.6	8.1	8.3	8.4	8.4	8.2	8.2	8.3	8.0	8.3	8.4	7.7	7.9	8.4
(乙)	A	COD	2以下	mg/L	1.5	1.5	1.7	1.6	1.7	1.9	2.1	1.7	2.1	2.6	2.3	1.7	1.6	2.0
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
	II	全窒素	0.3以下	mg/L	0.29	0.28	0.14	0.22	0.22	0.13	0.12	0.14	0.18	0.16	0.14	0.15	0.15	0.13
		全りん	0.03以下	mg/L	0.020	0.019	0.014	0.020	0.021	0.014	0.016	0.015	0.016	0.016	0.016	0.015	0.016	0.013
	敦賀湾中央	pH	7.8以上8.3以下		8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上	mg/L	8.2	8.2	8.7	8.6	8.3	8.2	8.2	8.3	8.1	8.3	8.0	7.8	8.0	8.4
	A	COD	2以下	mg/L	1.3	1.3	1.6	1.6	1.5	1.6	2.0	0.7	1.7	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
	II	全窒素	0.3以下	mg/L	0.10	0.15	0.12	0.13	0.12	0.12	0.09	0.09	0.10	0.1	0.09	0.14	0.09	0.11
		全りん	0.03以下	mg/L	0.008	0.011	0.011	0.012	0.011	0.011	0.016	0.011	0.009	0.01	0.011	0.013	0.012	0.011
(乙)	笙の川地先	pH	7.8以上8.3以下		8.3	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2	8.3
		DO	5以上	mg/L	8.5	8.5	8.3	8.6	8.4	8.2	8.2	8.2	8.0	8.2	8.3	7.9	8.2	8.4
	II	COD	3以下	mg/L	1.6	1.3	1.8	1.8	1.7	1.7	2.3	1.0	2.1	2.3	2.2	1.6	1.7	2.2
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5
	A	全窒素	0.05以下	mg/L	0.27	0.21	0.19	0.29	0.30	0.15	0.18	0.16	0.17	0.14	0.15	0.17	0.18	0.14
		全りん	0.03以下	mg/L	0.029	0.018	0.017	0.021	0.025	0.015	0.024	0.018	0.018	0.016	0.023	0.023	0.020	0.015
	立石岬地先	pH	7.8以上8.3以下		8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3
		DO	7.5以上	mg/L	7.9	8.2	8.2	8.1	8.2	7.9	8.1	8.1	7.9	8.0	7.9	7.7	7.8	8.4
	II	COD	2以下	mg/L	1.3	1.1	1.5	1.4	1.3	1.4	1.6	1.4	1.6	1.7	1.6	1.3	1.3	1.8
		nへキサン抽出物質	検出されないこと。		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.5	<0.5

※：環境基準を超えた値

⑤ 地下水質調査結果（概況調査）

（単位：mg/L）

調 査 項 目		環 境 基 準	和久野	山泉	古田刈	横浜
			5月22日			
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	全シアン	検出されないこと。	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
	鉛	0.01 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム	0.02 以下	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
	ひ素	0.01 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと。				
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン	0.01 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.8	0.5	0.6	0.7
	ふっ素	0.8 以下	0.4	0.4	0.2	0.1
	ほう素	1 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

〔調査機関：福井県〕

⑥ 地下水質調査結果（定期モニタリング調査）

（単位：mg/L）

調 査 項 目	環 境 基 準	布 田 町 （ 1 ）		布 田 町 （ 2 ）	
		5月22日	11月1日	5月22日	11月1日
カドミウム	0.003 以下				
全シアン	検出されないこと。				
鉛	0.01 以下				
六価クロム	0.02 以下				
ひ素	0.01 以下				
総水銀	0.0005 以下				
アルキル水銀	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと。				
ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0052	0.0042	0.0048	0.0040
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 以下				
シマジン	0.003 以下				
チオベンカルブ	0.02 以下				
ベンゼン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下				
ふっ素	0.8 以下				
ほう素	1 以下				
1,4-ジオキサン	0.05 以下				

〔調査機関：福井県〕

⑦ 地下水質調査結果

(単位：mg/L)

調 査 項 目	環 境 基 準	昭和町	衣掛町	鉄輪町	元町	櫛川	苅生野	櫛林	山
		8月22日							
カドミウム	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
全シアン	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
六価クロム	0.02 以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ひ素	0.01 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
総水銀	0.0005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルギル水銀	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
クロロエチレン	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン	0.03 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム	0.006 以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	0.003 以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン	0.01 以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン	0.01 以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.42	0.93	0.68	0.98	0.63	1.5	1.7	0.41
ふっ素	0.8 以下	0.29	0.20	< 0.08	< 0.08	0.10	0.16	< 0.08	0.33
ほう素	1 以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
1,4-ジオキサン	0.05 以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

[調査機関：敦賀市]

3 ダイオキシン類

(1) 環境基準

平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められました。平成14年には底質に係る環境基準が追加されています。

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）類の総称をいいます。

ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なりますので、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、各異性体の毒性を毒性等価係数により換算した毒性等量（TEQ）を用いて評価します。

ダイオキシン類に係る環境基準

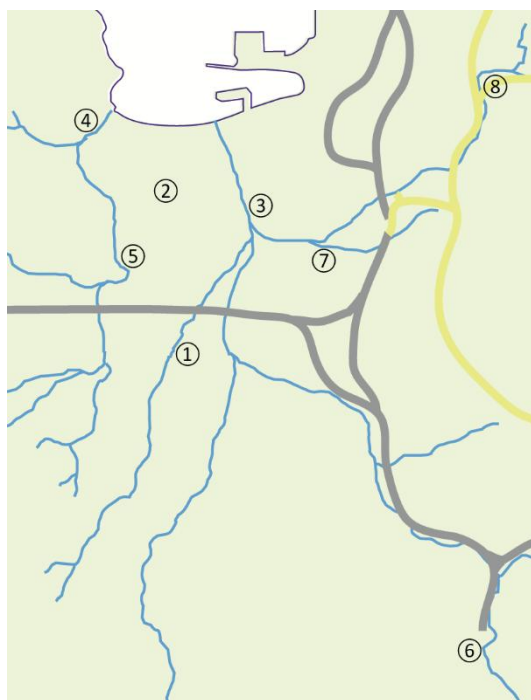
媒 体	環 境 基 準
大 気	0.6 pg - TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg - TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg - TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg - TEQ/g 以下

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-TCDDの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) 測定地点

全12地点のうち、①と③、⑧については福井県が、②、④～⑦については敦賀市が測定を実施しています。



No.	区分	測定地点
①	大気	大気汚染常時監視測定局（和久野局）
②		松原公民館
③	河川	笙の川（三島橋）
④		井の口川（穴地藏橋）
⑤		井の口川（豊橋）
⑥		五位川（追分橋）
⑦		深川（JR鉄橋下）
⑧	地下水	樫曲

(3) ダイオキシン類の現況

① 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	測 定 地 点	環 境 基 準	採 取 日	ダイオキシン類濃度
一般地域	大気汚染常時監視 測定局（和久野局）	0.6	5月19日～5月26日	0.0039
			8月1日～8月8日	0.0043
			11月21日～11月28日	0.0058
			2月15日～2月22日	0.0028
			年 平 均 値	0.0042

[調査機関：福井県]

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	測 定 地 点	環 境 基 準	採 取 日	ダイオキシン類濃度
一般地域	松原公民館	0.6	7月27日～8月3日	0.0058

[調査機関：敦賀市]

② 河川

(単位：pg-TEQ/L)

水 域 名	測 定 地 点	環 境 基 準	採 取 日	水 質 pg-TEQ/L	底 質 pg-TEQ/g
笙の川	三島橋	水質：1pg-TEQ/L 底質：150pg-TEQ/g	10月13日	0.033	0.25

[調査機関：福井県]

(単位：pg-TEQ/L)

水 域 名	測 定 地 点	環 境 基 準	採 取 日	ダイオキシン類濃度
井の口川	穴地藏橋	1.0	7月27日	0.12
井の口川	豊橋			0.13
五位川	追分橋			0.047
深川	JR鉄橋下			0.28

[調査機関：敦賀市]

③ 地下水

(単位：pg-TEQ/L)

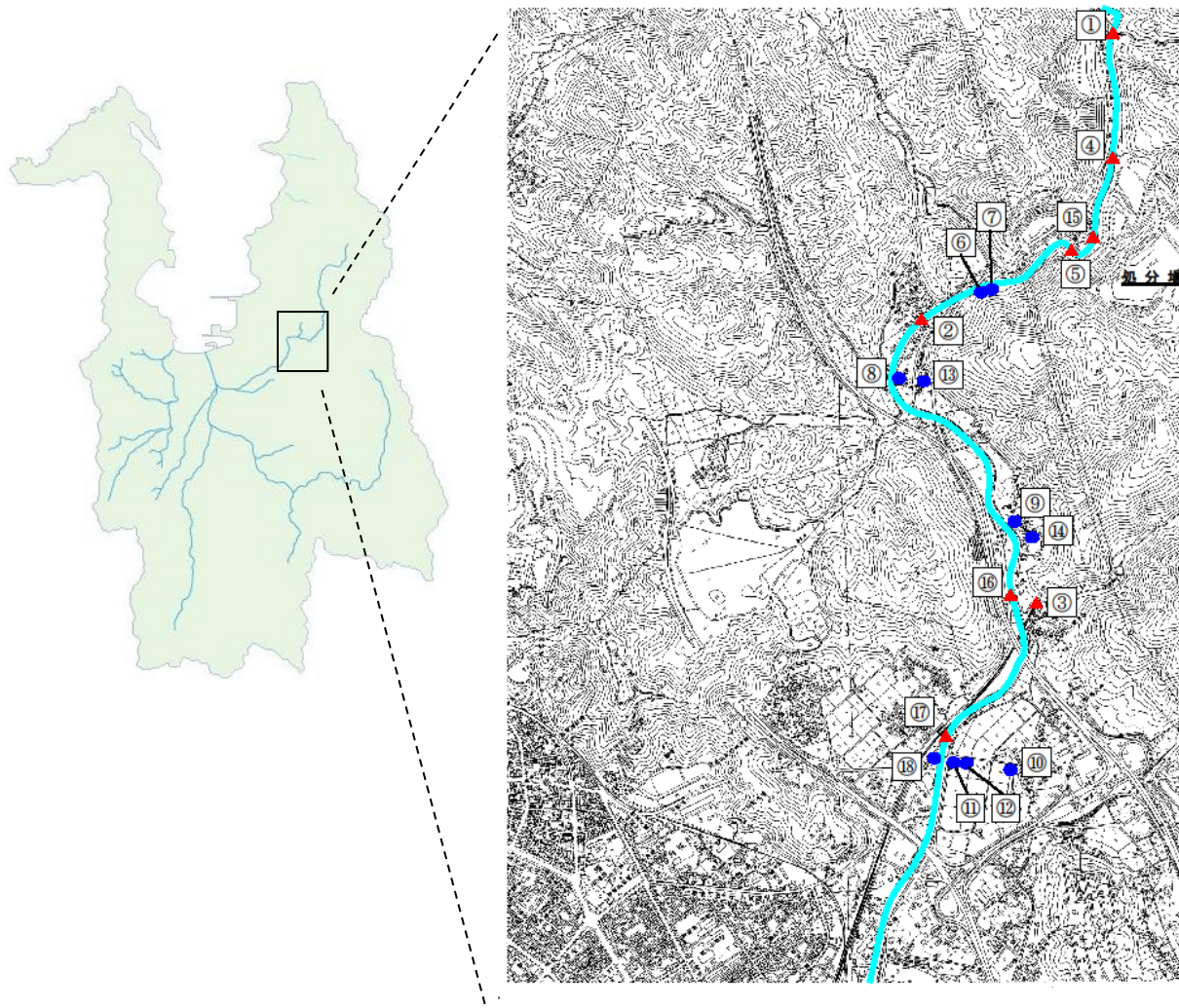
測 定 地 点	環 境 基 準	採 取 日	ダイオキシン類濃度
樫曲	1.0	7月21日	0.022

[調査機関：福井県]

4 桜曲民間廃棄物最終処分場に関する調査

(1) 調査地点

全19地点のうち、③から⑦、⑩から⑫については福井県が、①、⑧から⑨、⑬から⑮については敦賀市が、②については福井県及び敦賀市が水質調査を実施しています。



No.	区分	調査地点	調査項目	No.	区分	調査地点	調査項目
①	河川	瀬谷橋	河川水質	⑬	家庭井戸	桜曲②	地下水質、ビスA
②		桜曲大橋	河川水質、ビスA	⑭		深山寺	
③		北陸トンネル出口		⑮	河川	旧採石場橋	ビスA
④		処分場上流		⑯		三和橋	
⑤		処分場下流		⑰		六本木橋	
⑥	観測井戸	1号深井戸	地下水質、ビスA	⑱	家庭井戸	河原町	
⑦		1号浅井戸					
⑧		2号井戸					
⑨		3号代替井戸					
⑩		4号井戸					
⑪		5号深井戸					
⑫		5号浅井戸					

※ビスAとは、ビスフェノールAを指します。

(2) 梶曲民間廃棄物最終処分場周辺の現況

① 河川水質調査結果

調 査 項 目	単 位	環 境 基 準	木の芽川													
			瀬谷橋													
			4月26日	5月17日	6月14日	7月19日	8月17日	9月20日	10月18日	11月15日	12月13日	1月17日	2月7日	3月14日		
			雨	晴	曇	雨	晴	曇	晴	曇	晴	晴	雨	晴		
pH		6.5以上8.5以下	7.7	7.4	7.4	7.6	7.6	7.8	7.8	7.5	7.4	7.4	7.5	7.3		
D0	mg/l	7.5 以上	10	10	9.5	9.1	8.8	8.7	10	11	11	13	12	12		
BOD	mg/l	2 以下	3.0	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
COD	mg/l		14.0	1.5	2.0	2.4	1.8	1.5	1.2	1.4	1.5	0.9	1.2	1.0		
SS	mg/l	25 以下	210	3	5	76	2	1	1	1	1	1	1	2		
大腸菌数	CFU/100ml	300 以下	1,900	250	320	380	210	460	130	110	36	31	49	31		
カドミウム	mg/l	0.003 以下														
全シアン	mg/l	検出されないこと。														
鉛	mg/l	0.01 以下														
六価クロム	mg/l	0.05 以下														
ひ素	mg/l	0.01 以下														
総水銀	mg/l	0.0005 以下														
アルギル水銀	mg/l	検出されないこと。														
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと。														
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下														
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 以下														
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下														
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下														
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下														
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下														
チウラム	mg/l	0.006 以下														
シマジン	mg/l	0.003 以下														
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下														
ベンゼン	mg/l	0.01 以下														
セレン	mg/l	0.01 以下														
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下														
ふっ素	mg/l	0.8 以下														
ほう素	mg/l	1 以下														
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下														
塩化物イオン	mg/l		7.7	13.0	11.6	11.7	10.8	11.6	11.0	11.0	10.0	12.6	15.3	12.1		
電気伝導率	mS/m		7.3	10	10	9.4	11	12	12	11	10	9.8	10	9.5		

※ [] : 環境基準を超えた値

[調査機関：敦賀市]

調 査 項 目	単 位	環 境 基 準	木の芽川 極曲大橋										
			4月26日	6月14日	7月19日	8月17日	10月18日	12月13日	1月17日	3月14日			
			雨	曇	雨	晴	晴	晴	晴	晴			
pH		6.5以上8.5以下	7.7	7.6	7.7	7.7	7.9	7.6	7.5	7.4			
DO	mg/l	7.5 以上	11	9.5	9.0	8.4	10	11	12	12			
BOD	mg/l	2 以下	4.0	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5			
COD	mg/l		24.0	1.8	1.4	1.8	1.7	1.5	1.1	1.0			
SS	mg/l	25 以下	480	4	8	2	5	1	1	3			
大腸菌数	CFU/100ml	300 以下	2,200	260	170	160	180	35	33	27			
カドミウム	mg/l	0.003 以下											
全シアン	mg/l	検出されないこと。											
鉛	mg/l	0.01 以下											
六価クロム	mg/l	0.05 以下											
ひ素	mg/l	0.01 以下											
総水銀	mg/l	0.0005 以下											
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。											
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと。											
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下											
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下											
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 以下											
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下											
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下											
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下											
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下											
チウラム	mg/l	0.006 以下											
シマジン	mg/l	0.003 以下											
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下											
ベンゼン	mg/l	0.01 以下											
セレン	mg/l	0.01 以下											
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下											
ふっ素	mg/l	0.8 以下											
ほう素	mg/l	1 以下											
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下											
塩化物イオン	mg/l		7.9	14.0	12.2	15.2	16.3	13.1	14.2	13.4			
電気伝導率	mS/m		8.2	13	11	15	16	13	12	11			

※ [調査機関：敦賀市]

調 査 項 目	単 位	環 境 基 準	木の芽川			
			北陸トンネル出口		処分場上流	
			11月9日	晴	11月9日	処分場下流 11月9日
pH		6.5以上8.5以下	8.0	晴	7.8	晴 7.8
DO	mg/l	7.5 以上	9.5		9.9	9.5
BOD	mg/l	2 以下	<0.5		<0.5	<0.5
COD	mg/l					
SS	mg/l	25 以下	<1		2	2
大腸菌数	CFU/100ml	300 以下	<1		280	240
カドミウム	mg/l	0.003 以下				
全シアン	mg/l	検出されないこと。				
鉛	mg/l	0.01 以下	<0.002		<0.002	<0.002
六価クロム	mg/l	0.05 以下	<0.02		<0.02	<0.02
ひ素	mg/l	0.01 以下	0.006		<0.005	<0.005
総水銀	mg/l	0.0005 以下				
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと。				
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下				
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下				
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 以下	<0.0004		<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	<0.004		<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下				
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下				
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下				
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下				
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下				
チウラム	mg/l	0.006 以下				
シマジン	mg/l	0.003 以下				
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下				
ベンゼン	mg/l	0.01 以下	<0.001		<0.001	<0.001
セレン	mg/l	0.01 以下				
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	0.22		0.52	0.52
ふっ素	mg/l	0.8 以下	<0.1		<0.1	<0.1
ほう素	mg/l	1 以下	0.03		<0.02	0.02
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	<0.005		<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l		9.5		10	11
電気伝導率	ms/m		22		12	13

※ : 環境基準を超えた値 (太字：代執行調査〔調査機関：福井県・敦賀市〕)

② 地下水質調査結果

調 査 項 目	単 位	環 境 基 準	観 測 井 戸								
			1号深井戸	1号浅井戸	2号井戸		3号代替井戸	4号井戸	5号深井戸	5号浅井戸	
			11月9日	11月9日	5月17日	11月15日	11月15日	11月9日	11月9日	11月9日	
pH					7.6	7.6	6.8				
大腸菌群数					不検出	検出	不検出				
カドミウム	mg/l	0.003 以下			<0.0003	<0.0003	<0.0003				
全シアン	mg/l	検出されないこと。			不検出	不検出	不検出				
鉛	mg/l	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002
六価クロム	mg/l	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02
ヒ素	mg/l	0.01 以下	<0.005	<0.005	0.006	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	<0.005
総水銀	mg/l	0.0005 以下			<0.0005	<0.0005	<0.0005				
アルキル水銀	mg/l				不検出	不検出	不検出				
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと。			不検出	不検出	不検出				
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下			<0.002	<0.002	<0.002				
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下			<0.0002	<0.0002	<0.0002				
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下			<0.002	<0.002	<0.002				
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下			<0.0005	<0.0005	<0.0005				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下			<0.0006	<0.0006	<0.0006				
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下			<0.001	<0.001	<0.001				
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下			<0.0005	<0.0005	<0.0005				
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下			<0.0002	<0.0002	<0.0002				
チウラム	mg/l	0.006 以下			<0.0006	<0.0006	<0.0006				
シマジン	mg/l	0.003 以下			<0.0003	<0.0003	<0.0003				
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下			<0.002	<0.002	<0.002				
ベンゼン	mg/l	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	0.01 以下			<0.002	<0.002	<0.002				
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	<0.02	0.76	0.39	0.42	0.83	<0.02	<0.02	<0.02	0.77
ふっ素	mg/l	0.8 以下	<0.1	<0.1	1.5	1.5	0.1	2.4	<0.1	<0.1	<0.1
ほう素	mg/l	1 以下	0.04	0.07	0.51	0.51	0.04	0.40	<0.02	<0.02	0.05
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l		23	15	15	13.8	15.7	19	13	13	15
電気伝導率	mS/m		32	15	32	32	15	41	23	23	17

(太字：代執行調査 [調査機関：福井県・敦賀市]) [調査機関：敦賀市]

調 査 項 目	単 位	環 境 基 準	家 庭 井 戸	
			桧曲②	深山寺
			5月17日	9月20日
pH			6.9	6.8
大腸菌群数			不検出	不検出
カドミウム	mg/l	0.003 以下	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/l	検出されないこと。	不検出	不検出
鉛	mg/l	0.01 以下	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	0.05 以下	<0.01	<0.01
ヒ素	mg/l	0.01 以下	<0.005	<0.005
総水銀	mg/l	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005
アルギル水銀	mg/l	検出されないこと。	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	検出されないこと。	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002 以下	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1 以下	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006 以下	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 以下	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/l	0.006 以下	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/l	0.003 以下	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/l	0.01 以下	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	0.01 以下	<0.002	<0.002
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l	10 以下	0.77	0.64
ふっ素	mg/l	0.8 以下	0.1	0.1
ほう素	mg/l	1 以下	0.03	0.03
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05 以下	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l		27.9	16.6
電気伝導率	mS/m		16	15

[調査機関：敦賀市]

③ ダイオキシン類調査結果

ア 河川

(単位：pg-TEQ/L)

水 域 名	調 査 地 点	環境基準	11月9日	年平均値
木の芽川等	処分場上流	1.0	0.063	0.063
	処分場下流		0.063	0.063
	樫曲大橋		0.063	0.063
	北陸トンネル出口		0.062	0.062

(代執行調査[調査機関：福井県・敦賀市])

イ 地下水

(単位：pg-TEQ/L)

区 分	調 査 地 点	環境基準	11月9日	年平均値
観測井戸	1号深井戸（樫曲）	1.0	0.062	0.062
	1号浅井戸（樫曲）		0.062	0.062
	4号井戸（井川）		0.062	0.062
	5号深井戸（井川）		0.064	0.064
	5号浅井戸（井川）		0.062	0.062

(代執行調査[調査機関：福井県・敦賀市])

④ ビスフェノールA調査結果

(単位：μg/L)

区 分	調 査 地 点	採 取 日			
		5月17日	9月20日	11月9日	11月15日 2月7日
河川水等	木の芽川 (処分場上流)			<0.01	
	木の芽川 (旧採石場橋)		0.05		0.02
	木の芽川 (処分場下流)			0.08	
	木の芽川 (堰曲大橋)			0.06	
	木の芽川 (三和橋)		0.02		0.01
	木の芽川 (六本木橋)		0.01		
	北陸トンネル出口			0.01	
観測井戸	1号深井戸 (堰曲)			<0.01	
	1号浅井戸 (堰曲)			<0.01	
	2号井戸 (堰曲)	<0.01			<0.01
	3号代替井戸 (深山寺)				<0.01
	4号井戸 (井川)			<0.01	
	5号深井戸 (井川)			<0.01	
	5号浅井戸 (井川)			<0.01	
家庭井戸	堰曲①				
	堰曲②	<0.01			
	深山寺		<0.01		
	河原町		<0.01		

(太字：代執行調査 [調査機関：福井県・敦賀市]) [調査機関：敦賀市]

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の大きさの目安

① 騒音の大きさの目安

非常に静か

20デシベル	木の葉のふれあう音・置時計の秒針の音
30デシベル	郊外の深夜・ささやき声

静か

40デシベル	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
50デシベル	静かな事務所

やかましい

60デシベル	静かな乗用車・普通の会話
70デシベル	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
80デシベル	地下鉄の車内・交通量の多い道路・電話が聞こえない

非常にやかましい

90デシベル	大声による独唱・騒々しい工場の中・どなり声
100デシベル	電車が通る時のガード下
110デシベル	自動車のクラクション・くい打ち・ロックコンサート
120デシベル	飛行機のエンジンの近く

② 振動の大きさの目安

40デシベル	常時微動（40デシベル以下）
震度0	人体に感じないで地震計に記録される程度
50デシベル	振動を感じ始める。（閾値（いきち） 55デシベル） 睡眠影響はほとんどない。（55デシベル）
60デシベル	睡眠深度1の場合は過半数が覚醒する。（60デシベル） 睡眠深度1の場合は全て覚醒する。（65デシベル）
震度1	静止している人や特に地震に注意深い人だけ感じる程度の地震
70デシベル	睡眠深度1、2とも覚醒する場合が多い。（70デシベル） 睡眠深度1、2とも全て覚醒する。（75デシベル）
震度2	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
80デシベル	人体に有意な生理的影響が生じ始める。（85デシベル）
震度3	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
90デシベル	
震度4	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震
100デシベル	
震度5	壁に割れ目がいり、墓石、石燈籠が倒れたり、煙突、石垣などが破損したりする程度の地震

※深度1は浅睡眠期の、深度2は中等度睡眠期の睡眠深度を表します。

(2) 環境基準等

騒音についての環境基準は、一般地域に係る環境基準及び道路に面する地域に係る環境基準が定められています。このほか、騒音規制法では、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法に基づく措置を要請するための要請限度が定められています。

① 用途地域等

ア 用途地域

用途地域とは、都市計画法において、異なる用途の土地利用がひとつの地区に混在しないように定められる地域のことです。従来は、第一種住居専用、第二種住居専用、住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の8種類でしたが、1992年6月、都市計画法と建築基準法の改正により、住居系が細分化され、第一種低層住居専用、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用、第二種中高層住居専用、第一種住居、第二種住居、準住居の7種類となり、他の用途地域とあわせて12種類となりました。用途地域内の建物工作物には、建築基準法により種々の制限が加えられています。

イ 騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味してデシベルで表します。

ウ 振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数等によって異なります。振動の大きさは、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してデシベルで表します。

エ 等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な数値であり、睡眠への影響など人の感覚的なうるささによく対応する指標とされています。

従来、騒音の環境基準は、中央値によって評価してきましたが、平成11年4月からは等価騒音レベルによることとされています。

オ 要請限度（騒音）

自動車騒音によって道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合であって、かつ、超えた場合には都道府県の公安委員会に対し道路交通法による措置を取るよう要請することとなる基準です。道路交通振動についても定められています。

② 騒音に係る環境基準

ア 一般地域に係る騒音の環境基準

地域の類型	基準値		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

備考

- 地域の類型の区分は次のとおりである。
 - 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
 - 都市計画法に基づく第一種住居地域
 - 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

イ 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45、夜間：40デシベル以下）によることができる。
- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をいう。
- 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあつては15メートル、2車線を超える道路にあつては20メートルまでの範囲をいう。

③ 自動車騒音の要請限度

ア 道路に面する区域

時間の区分		昼 間	夜 間
一	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
二	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
三	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備 考

- a 区域 騒音に係る環境基準の地域類型の指定においてA類型を当てはめた地域
- b 区域 騒音に係る環境基準の地域類型の指定においてB類型を当てはめた地域
- c 区域 騒音に係る環境基準の地域類型の指定においてC類型を当てはめた地域

イ 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例

昼 間	夜 間
75デシベル以下	70デシベル以下

④ 道路交通振動の要請限度

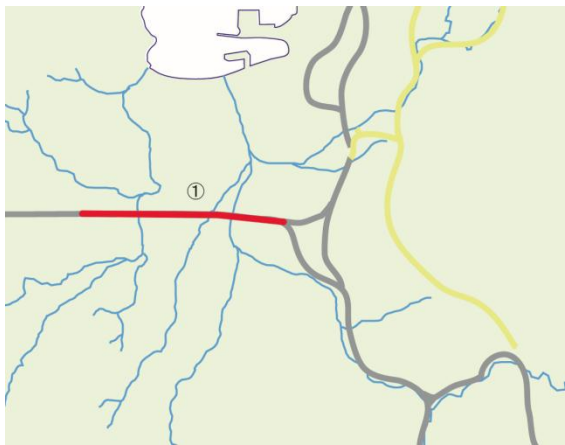
地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

備 考

- 1 第1種区域 騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域及び第2種区域
- 2 第2種区域 騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域及び第4種区域
- 3 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

(3) 測定地点

全 1 地点について、敦賀市が測定を実施しています。



No.	測定地点	測定項目
①	一般国道 27 線 (若葉町 2 丁目)	自動車騒音

② 自動車騒音調査結果

騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視に係る事務は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の施行により、平成24年度に県から市へ移譲されました。

令和4年度は、1回1路線で騒音の測定調査を実施しました。その結果、測定値は環境基準値（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例）を満足していました。

ア 自動車騒音調査結果

測定日時 令和5年10月3日 11:00～10月4日11:00
 評価区間 一般国道27号線
 測定地点 若葉町2丁目

調査路線名		道路騒音レベル Leq [dB]		道路に面する地域に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例）		自動車騒音の要請限度	
一般国道27号線		[昼間]	[夜間]	[昼間]	[夜間]	[昼間]	[夜間]
	若葉町2丁目	68	66	70	65	75	70

イ 面的評価における環境基準達成率

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法のことです。一定の地域内に存在する全ての住居等のうちで、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合に基づいて評価することとなっています。

幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

調査路線名		環境基準達成戸数[戸] (環境基準達成率[%])							
一般国道27号線		評価区間の区分	住居戸数	昼間・夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	昼夜とも非達成	昼間について達成	夜間について達成
	岡山町～若葉町	(計)	239	216 (90.4)	23	0	0	239 (100)	216 (90.4)
		近接空間	69	47 (68.1)	22	0	0	69 (100)	47 (68.1)
		非近接空間	170	169 (99.4)	1	0	0	170 (100)	169 (99.4)
	若葉町～苅生野	(計)	57	57 (100)	0	0	0	57 (100)	57 (100)
		近接空間	27	27 (100)	0	0	0	27 (100)	27 (100)
		非近接空間	30	30 (100)	0	0	0	30 (100)	30 (100)

備考

※近接空間とは、面的評価を行う50mの範囲のうちで、下記の車線数の区分に応じた道路端からの

距離に示す範囲をいう。

- ・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端からの距離15m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端からの距離20m
- 50mの範囲のうちで近接空間以外の場所は、非近接空間という。

6 悪臭

(1) 臭気強度等

① 6段階臭気強度表示法による臭気強度

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいかわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
(2.5)	2 と 3 の中間
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	3 と 4 の中間
4	強いにおい
5	強烈なにおい

② 臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

業種によってにおいの質等が異なることにより、臭気指数には一定の幅がある。

③ 特定悪臭物質と規制基準

悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)		主な発生源
	A 区域	B 区域	
アンモニア	1	2	畜産農業、化製場、下水処理場等
メチルメルカプタン	0.002	0.004	化製場、ごみ処理場、下水処理場等
硫化水素	0.02	0.06	畜産農業、ごみ処理場、下水処理場等
硫化メチル	0.01	0.05	化製場、ごみ処理場、下水処理場等
二硫化メチル	0.009	0.03	
トリメチルアミン	0.005	0.02	畜産農業、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	0.1	化学工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、油脂系食品製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	4	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場等
酢酸エチル	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	3	
トルエン	10	30	
キシレン	1	2	スチレン、プラスチック製品製造工場等
スチレン	0.4	0.8	
プロピオン酸	0.03	0.07	染色工場、畜産事業場等
ノルマル酪酸	0.001	0.002	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	
イソ吉草酸	0.001	0.004	

備 考

A 区域：都市計画法に基づく用途使用のうち、おおむね第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びにこれらに準ずると考えられる地域

B 区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域及び工業地域並びにこれらに準ずると考えられる地域

(2) 悪臭の現況

産業廃棄物処理業に関する悪臭苦情が発生していることから、事業所に起因する悪臭の測定を実施しました。

5事業所5地点で臭気指数による測定を実施した結果、臭気指数は10未満から18の範囲で、福井県公害防止条例における悪臭規制基準値を参考に判定したところ、基準値を満足していました。

事業所敷地境界における臭気指数測定結果

臭気指数

測 定 地 点	調査日	臭気指数
若泉町	10月11日	<10
泉	10月11日	<10
大比田	10月11日	<10
呉羽町	10月13日	<10
東洋町	10月17日	<10

[調査機関：敦賀市]

参 考

福井県公害防止条例における悪臭規制基準値

臭気指数 18